

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-21019

令和3年5月31日

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

熊取事業所 第5次設工認 審査会合 (21/3/23) 指摘事項対応状況

	規制庁ご指摘事項	補正箇所
1	第2加工棟の溢水による損傷防止の設計の対象となる地下ピット、大型搬入口扉の記載において、構造、強度について記載漏れが発生している。ここの部分の設計については、3/11の第4次設工認の3回目補正にて記載された。	第5次設工認対象の第1廃棄物貯蔵棟については、第5次補正にて盛り込み済み。 (添付資料参照)
2	建物、4階建てになっていますが各階、そこの中の部屋ですね。溢水の基準となる床レベルについては、依然として(第4次設工認に)記載されておりません。このため、第5次設工認でその中に設置する設備機器の溢水防護設計において核燃料物質を溢水より高い位置で取り扱うとした設計を確認するための基準が明確となっております。 (第4次設工認では4回目補正(4/6)にて記載)	第5次設工認対象の第1廃棄物貯蔵棟については、第5次補正にて盛り込み済み。 (添付資料参照)
3	臨界による損傷の防止の設計について、臨界安全管理上の領域を区分する臨界隔離壁としていた大型搬入口扉を、第4次設工認の途中で設計変更して、開口部として取り扱うこととしている。第5次設工認申請書における複数ユニットの評価において、説明すること。	第5次補正にて盛り込み済み。 (添付資料参照)
4	加工事業変更許可申請書に記載されている発信機の申請がされていない。第4次設工認の段階において、許可からの変更点を説明した書類にも記載されていない。第5次設工認の段階でも申請されていない。	第2加工棟は第4次設工認にて補正済み、その他の建物は第5次補正にて盛り込み。 (添付資料参照) 発信機と同様のものはない。
5	連続焼結炉において可燃性ガスが爆発した際の圧力逃がし機構が申請されているが、その設計条件である爆発力や圧力逃がし機構の作動圧力が、申請書に具体的に記載されていない。機能、性能に係る設計について、記載不足が生じている。	第5次補正にて盛り込み済み。 付属書類8-2 添付説明書2-1 (P3103~P3111) 付属書類8-2 添付説明書2-2 (P3112~P3116) 付属書類8-2 添付説明書2-3 (P3117~P3122)
6	第5次設工認申請書の追表において、消火栓の管理番号の変更されている。	第5次補正にて見直し済み。追表の内容を既認可(第3次設工認)の状態に戻して適正化済み。 追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (P746~P758)
7	第5次設工認申請書の追表において、付属設備である一部の扉(防護扉)が仕様表で追加されている。	第5次補正にて見直し済み。追表の内容を既認可(第3次設工認)の状態に戻して適正化済み。 追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (P746~P758)
8	第5次設工認申請書の追表において、第5次設工認の申請対象(変更箇所)には下線を引くべきであるが、引かれていないところがある。	第5次補正にて見直し済み。申請対象に引く下線を適正化済み。 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P231~P255) 追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (P746~P758) ほか
9	後半申請で適合性確認を受ける計画としている第1ラインの設備・機器(一部の搬送設備)が、複数ユニットの配置全体図の中に含まれた記載となっている。2/9に届け出た変更後の加工事業変更許可における工事の計画と不整合がある。	第5次補正にて見直し済み。 図ハ-2 P設-1 (5) 第2-2領域の複数ユニットの配置全体図 (P266)
10	耐震設計、火災の影響、溢水影響に係る入力条件の追加が生じる全ての構築物、系統機器が認可申請の対象となる。特に既認可の建物、構築物、設備機器で改造工事を伴わない設計については、申請書の中に記載されていない事例が数多く確認されている。	認可済み第4次設工認と同等の内容を第5次補正にて盛り込み済み。 (添付資料参照)

添付資料

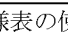
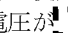


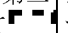
熊取事業所 第5次設工認（1回目補正） 第4設工認コメント反映状況

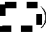
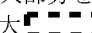

番号	コメント内容	回答/対応	第5次補正 水平展開箇所
6-1	○ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 (P438 表ニ-1 4-1, P507 図ニ-1 4-1) ・No.1-46(水平展開)_構成機器であるロボットの固定方法、地震時の転倒等により、取り扱い中のペレット保管容器に影響ないか、強度評価結果について説明すること。	当該ロボットは[]の取付ボルト[]本で設備本体に固定しており、約 20 kgと軽量のロボットであるため、地震時の取付ボルトの検定比は[]と小さい。このため、強度には十分な余裕があり地震により転倒するおそれはない。	7-1に同じ。
7-1	○No.6-1_ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 ロボット固定部の形状、ボルト本数、仕様等を図面に記載すること。	拝承。図ニ-1 4-1にロボットの固定状態、取付ボルトの本数、仕様を記載するとともに、表ニ-1 4-1にロボットの取付ボルトの本数、仕様を記載する。	表ハ-2 P設-1 4-2 焼結ボート置台 焼結ボート解体部 仕様 (P166) 表ハ-2 P設-1 4-2 (別表1) 焼結ボート置台 焼結ボート解体部 材料一覧 (P168) 図ハ-2 P設-1 4-2 焼結ボート置台 焼結ボート解体部 (P401) 他9箇所
6-2	○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (P383 表ニ-5-1, P473 図ニ-5-1 (1) (2)) i) チャンバ内における燃料棒トレイの支持方法、地震時にトレイの滑り、浮上り、転倒等によりチャンバ内の燃料棒の健全性に影響を与えないことを説明すること。	3-24に示した回答のとおり、燃料棒トレイは5段積み状態でトレイ台車上に積載し、トレイ台車のストッパにより燃料棒トレイの転倒を防止する。トレイ台車はチャンバ内面に溶接し山形鋼にボルト止めしたレール上に積載する。付属書類7に示すとおり、ストッパの地震時の強度評価結果(検定比)は1を十分に下回っており、燃料棒トレイが滑るおそれはない。また、5段積みの燃料棒トレイはその幅が高さよりも大きく、地震時においても浮き上がり及び転倒は生じない。燃料棒トレイを積載するトレイ台車についても、その幅が高さよりも大きく、地震時においても浮き上がり及び転倒は生じない。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
7-2	○No.6-2_脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部トレイ 5段積燃料棒トレイ、燃料棒を積載するトレイ台車の地震時安定性について、幅>高さを指標とするのは、水平震度1Gの場合(中心部に重心)であり、本設備の設計加速度(1.5G)での説明にはならない。重心位置、トレイの設置状況等も踏まえ再説明のこと。	5段積燃料棒トレイについては、高さ[]、幅[]であり、幅が高さと水平震度1.5の積[]よりも大きく、安定モーメントが転倒モーメントを上回るため、転倒は生じない。また、トレイ台車については、5段積燃料棒トレイが上面に積載され、その荷重が付加されるが、トレイ台車は高さ[]、幅[]であり、幅が高さに比べて十分に大きいため転倒は生じない。図ニ-5-1 (2)に寸法を追加し、付属書類7に説明を追加する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-3	○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (P383 表ニ-5-1, P473 図ニ-5-1 (1) (2)) ii) No.1-50, 3-24(更問)_燃料棒トレイを内包し、支持するチャンバの強度評価結果について説明すること。	図ニ-5-1 (2)に示すとおり、地震時の燃料棒トレイの荷重はトレイ台車、レール、山形鋼を経由してチャンバに伝わる。ここで、チャンバを支持する支持脚が山形鋼のすぐ裏側に位置しており、チャンバが受けた荷重をそのまま支持脚に受け渡すため、チャンバの強度は問題とならない。当該設備の仕様表にトレイ台車のレールを追記する。また、図面にトレイ台車のレールの位置を引出線で追記する。	表ニ-2 P設-3-2 (別表1) ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部 材料一覧 (P464) 図ニ-2 P設-3-2 ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部 (P592)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
7-3	○No. 6-3、6-5③_脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部チャンバ 梁構造であるチャンバの耐震強度は、曲げモーメント等の観点から、断面のみでなく、支持点間距離も影響する。これらを踏まえ、チャンバを強度評価の対象外とできる理由を説明し、記載内容(6-5③)を見直すこと。	地震時には、チャンバの自重、燃料棒トレイ、及び、台車等のチャンバ内の機器による荷重がチャンバに負荷され、チャンバ支持脚間に曲げモーメントが生じるが、検定比は $\frac{1}{1.5}$ であり強度上問題とならない。付属書類3に説明を追加する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-4	○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部(P383 表ニ-5-1, P473 図ニ-5-1(1)(2)) iii)地震時、チャンバ上部に設置されている真空排気装置等の破損により、チャンバ及びチャンバ内燃料棒の健全性に影響を与えないことを説明すること。	チャンバ上部に設置されている真空排気装置は架台に $\frac{1}{1.5}$ の取付ボルト $\frac{1}{1.5}$ 本で固定している。地震時の取付ボルトの検定比は $\frac{1}{1.5}$ と小さい。このため、強度には十分な余裕があり、地震時に転倒してチャンバに影響を与えるおそれはない。なお、6-5①に示すとおり、真空排気装置は安全機能を有する機器を支持するものではないため、それ自身が破損しても安全機能への影響はない。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
7-4	○No. 6-4、6-5①_脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部真空排気装置 6-5①で、‘それ自身が安全機能を持たず破損しても安全機能への影響のないもの’として真空排気装置を例としているが、波及的影響に係わる説明内容(No. 6-4)と矛盾しており、見直すこと。	No. 6-4では、真空排気装置の取付ボルトの健全性を示し、地震時の“転倒”によりチャンバに波及的影響を及ぼさないという趣旨で回答している。 一方、No. 6-5①では、真空排気装置が安全機能を有する機器を支持するものではないため、真空排気装置自身が“破損”したとしてもチャンバへの波及的影響を含め安全機能への影響はないという趣旨で説明している。 No. 6-4の回答に説明を追加する。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
9-1	H-21008-2 6-4 (水平展開) 本項は、構造強度評価の対象外で波及的影響を与えるものはないかという趣旨での確認事項。ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部 (P517、図ニ-14-2)のペレット整列トレイ上の装置 (A-A 矢視図中央)は影響ないか。	ペレット整列トレイ上の装置は、トレイ上に編成されたペレットの長さを測定する装置である。安全機能を有する機器ではないためそれ自身が破損しても安全機能への影響はない。また、設備架台直上に設置された機器であり転倒しても波及的影響を及ぼさないと判断しているが、架台は $\frac{1}{1.5}$ の取付ボルト $\frac{1}{1.5}$ 本で固定しており、地震時の取付ボルトの検定比は $\frac{1}{1.5}$ と小さい。このため、強度には十分な余裕があり、地震時にも転倒しない。なお、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部にも同様の機器がある。 6-4で回答した脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部の真空排気装置はチャンバの上部に位置しており重量も大きい(約500 kg)。類似した構造として同等の重量物がないことを確認し、水平展開は不要と記載した。今回コメントを受けた装置と同様の、ウランの周囲にあって安全機能を有しない機器類については、転倒又は破損による波及的影響がないことを確認している。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-5	○添付書類3 地震による損傷防止に関する基本方針書 ・No. 4-9 (更問) _P1318 (3) 設備・機器の部材強度評価方法 (11 行目以降) 「強度を必要としない又は強度を問題としないと判断できるのは次の場合」の記載は抽象的であり、該当する設備事例を具体的に示すこと。	「強度を必要としない又は強度を問題としないと判断できるのは次の場合」に該当する設備事例を以下に示す。 ①ウラン及び安全機能を有する機器を支持しない部材又は機器であって、それ自身が安全機能を持たず破損しても安全機能への影響がないもの。 ・脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部の真空排気装置 (図ニ-5-1(1)) ・燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部の階段上の安全カバー (図ニ-7-1(6)) ②他の機器又は部材に挟まれた部材又は機器であって、負荷される荷重が専ら圧縮荷重であり、その形状から座屈が想定されないもの。 ・燃料集合体保管ラック C 型 No.1 の鋼板及びクサビ (図ヘ-2-1(6))	付属書類3-1 地震による損傷の防止(設備・機器の耐震性)に関する基本方針書 (P2919~P2920)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<ul style="list-style-type: none"> ・燃料集集体保管ラックD型 No.1の鋼板及びクサビ (図へー2-1 (8)) ・燃料集集体保管ラックC型 No.2の鋼板及びクサビ (図へー2-2 (7)) <p>③隣接する強度部材に荷重を伝達する部材又は機器であって、隣接部材よりも断面が大きく、隣接部材の強度を評価することでその強度を担保できるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部のチャンバ (図ニ-5-1 (2)) 	
6-6	<p>○添付書類3 地震による損傷防止に関する基本方針書</p> <p>・P1328 表8 耐震評価結果_欄外*2 記載内容について「燃料棒搬送設備 No.9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置が隣接する1類設備に対し波及的影響の恐れがないこと」が第1類の地震力に対する強度評価の結果であればその旨を記載すること。また、当該機器の仕様表にも記載すること。</p>	<p>波及的影響の評価においては、上位の耐震重要度分類の水平震度（当該設備の場合1.5）を用いて耐震評価を行い、強度部材の生じる応力が引張強さを超えず過度の変形が生じないこと、及びアンカーボルトに生じる荷重が許容荷重を超えず転倒しないことを確認している。付属書類3にこのことを明記するとともに、当該設備の仕様表に波及的影響評価を行う旨を記載する。</p>	<p>表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様 (P1083)</p> <p>表ト-W1 設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様 (P1143)</p> <p>表ト-W1 設-7-1 乾式除染機 仕様 (P1147)</p> <p>付属書類3-1 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 (P2915)</p>
6-7	<p>○添付書類3 地震による損傷防止に関する基本方針書</p> <p>・波及的影響に係わる対象機器の摘出、評価方法については欄外注記 (P1328) ではなく、添付書類3 耐震評価結果の本文内に記載、説明すること。（他事業者の申請例も参考のこと。又、耐震重要度分類第3類で第1類、第2類の設備・機器に対し波及的影響を考慮するものがあれば含むこと。）</p>	<p>波及的影響に係わる対象機器は、評価対象設備の配置を考慮し干渉する位置に上位の耐震重要度分類の設備が存在するときに摘出する。摘出した設備の波及的影響評価においては、上位の耐震重要度分類の設備と同じ耐震重要度分類に応じた水平震度を適用し、強度部材に生じる応力が引張強さを超えず過度の変形が生じないこと、及び、アンカーボルトに生じる荷重が許容荷重を超えず転倒しないことを確認する。なお、本申請においては耐震重要度分類第3類の設備で第1類、第2類の設備・機器に対し波及的影響を考慮するものはない。</p>	<p>付属書類3-1 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書 (P2915)</p>
6-8	<p>○付属書類7 閉じ込め機能（落下防止機能）に関する基本方針書</p> <p>・(No.1-52 更間) ストップ、ガイド（部材、ボルト）の材質の仕様表等への記載が統一されていない（主に部材）。記載方針について説明すること。</p>	<p>付属書類7において、本申請対象設備において扱う積載物のうち最も単位質量の大きい燃料棒トレイを代表として、それを支持する場合に必要な部材、ボルト寸法を評価により示し、積載物が燃料棒トレイ1個以下であれば水平移動を防止できることを示している。その上で、この条件に当てはまらない複数個以上の積載物を支持するストップ、ガイドについて強度計算結果を示している。強度計算では、ストップ、ガイド（部材、ボルト）の材質が計算のインプットとなることから、強度計算を行っているもので強度を担保しているものについて具体的な材質を仕様表に記載し、そうでないものについては、「金属製」のように不燃・難燃の観点で記載する方針としている。</p> <p>ここで、燃料棒解体装置 No.2 のストップ8は、複数個の積載物を支持するストップに該当せず、計算結果を示していないものであるが、落下防止機能を有する部位で、今回の改造により追加するものであることから、仕様表及び図面にボルトの径、本数、材質を追記する。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>

番号	コメント内容	回答/対応	第5次補正 水平展開箇所
7-5	○No.6-8_閉じ込め機能に関する説明書 ストップ、ガイド仕様の記載要領として、‘強度計算の対象は具体的な材質を仕様表に記載する’としているが、強度計算対象(P1360)であるペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット保管箱搬送部他のストップ、ガイド部材の材質の記載がない。(P366表ニ-2-1(別表1)。確認の上、記載すること。	付属書類7の表2の※3に示すとおり、強度が要求されるストップガイドの部材及びボルトの検定比のうち最大の値を記載しているため、仕様表別表1ではこれに合わせて最大の検定比に該当する部材又はボルトに対してのみ具体的な材質を記載している。 ただし、最大の検定比に該当するかどうかにかかわらず、評価の対象であることに違いはないため、付属書類7の表2において個別に評価の対象とした部材及びボルトについては、仕様表別表1に全て材質を記載する。	表ハ-2P設-2-1(別表1-2) 粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト パーチカルリフト部 材料一覧(P80)他13箇所
6-9	○付属書類7 閉じ込め機能(落下防止機能)に関する基本方針書 ・P1356_落下防止構造の4つの方針のうち、②項の溝型形状で支持する落下防止機構について、拡大図を示し、搬送中及び地震時の落下防止性能について説明すること。	溝形状の拡大図の例を補足資料6-9に示す。燃料棒の半径に相当する高さ位置まで支持されていることから、搬送中及び地震時の水平方向の荷重による燃料棒の落下を防止することができる。 他の同様の溝型形状のトレイ又はガイドローラを有する設備と併せて、補正にて拡大図を追加する。	図ニ-2P設-2-1(1) X線透過試験機 No.1(1/2)(P588)他16箇所
8-1	6-9 溝型トレイの詳細について、補足資料で示されていない燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部(P510)、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)(P494)等搬送機器のトレイ形状が不明。補足資料の形状(V型、R型)と同様か、説明のこと。	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部(P510)及び燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)(P494)のトレイ形状は補足資料の形状(R型)と同様の形状である。 他の同様の溝型形状のトレイ又はガイドローラを有する設備と併せて、補正にて拡大図を追加する。	図ニ-2P設-2-1(1) X線透過試験機 No.1(1/2)(P588)他16箇所
9-2	H-21008-2 6-9(水平展開) 第二段栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部(P488、図ニ-6-1) 溝型トレイの拡大図を示すこと。	8-1にて回答のとおり、水平展開として本申請に登場する溝型トレイ及びガイドローラについて補正にて拡大図を記載する。その中に当該設備の溝型トレイのトレイ形状の拡大図を含んでいる。	図ニ-2P設-2-1(1) X線透過試験機 No.1(1/2)(P588)他16箇所
6-10	○番号 1-50 P474 図ニ-5-1-1(2) チャンバ外筒の外径・厚さをどこに記載しているか不明。求められる安全機能を確保する上必要となる主要構造材については、仕様表、図面等に構造、材料・寸法を記載し、添付資料で技術基準の要求事項(臨界防止、耐震、閉じ込め、火災による損傷防止等)に適合した設計であることを説明すること。	チャンバ外筒の外径、厚さ、材質を仕様表及び図面に追記する。強度については6-3に説明のとおり。	表ニ-2P設-3-2(別表1) ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部 材料一覧(P464) 図ニ-2P設-3-2 ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部(P592)
6-11	○番号 1-66 令 3.1.28、H-20160 の回答/対策では「図ニ-5-1(4)」のみ記載があるが、「図ニ-5-1(4)」「図ニ-5-1(5)」が良いのではないかと。面談資料を正しい図面番号に訂正すること。	拝承。面談資料を正しい図面番号(図ニ-5-1(5))に修正する。	申請書全体を確認し適宜修正した。
8-2	6-11 図ニ-5-1(5)に修正すると回答があるが、p391表ニ-5-1の添付図では図ニ-5-1となっている。修正のこと。	6-11のコメント回答は面談資料の図番号を修正するという趣旨である。 もともとは1-66のコメントとして、記載している図番を示したものであり、申請書の添付図欄では燃料棒トレイの図ニ-5-1(5)のみを引用しているのではなく、当該設備に係る一連の図面である図ニ-5-1全体を引用している。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。

番号	コメント内容	回答/対応	第5次補正 水平展開箇所
6-12	○番号 3-15 仕様表の使用電圧 600 V、  V ケーブルを使用している火災区域は、図ハ-2-1-5-8 (P319)の火災区域のうち、どの火災区域か特定できるように記載すること。	使用電圧が 600 V を超えるケーブルは、火災区画 2 P-1、2 P-7 (I) のうちの 2 P-1 で使用する。この旨、補正申請にて仕様表に記載する。 第 2 加工棟の使用電圧が高いケーブルには、使用電圧が 600 V を超えるケーブルと使用電圧が  V 以上 600 V 以下のケーブルがあり、後者は同じく火災区画 2 P-1 で使用するが、連続焼結炉の設備内で使用するケーブルであり、連続焼結炉に含めて 5 次申請で確認する。この旨、補正申請にて添付書類 2 に記載する。	表ハ-2 P 設-1 3-1 連続焼結炉 No. 2-1 (P149) 添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2549)
8-3	6-1 2 p1077 使用電圧が高いケーブルについては、……難燃性ケーブルを使用する。600 V 超、  V 超のケーブルは全て難燃性か？	使用電圧が  V 以上であるケーブルは全て JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルである。 使用電圧が高いケーブルとして、電気設備に関する技術基準を定める省令第 2 条に基づき、使用電圧が 600 V を超えるケーブルとし、さらにこれに加えて  V 以上 600 V 以下であるケーブルについても対策の対象とすること、後者のケーブルについては連続焼結炉内のケーブルが該当し、連続焼結炉は次回以降 (第 5 次) 申請する旨、添付書類 2 (P1085) に記載している。	表ハ-2 P 設-1 3-1 連続焼結炉 No. 2-1 (P149) 添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2549)
6-13	○番号 3-29 p384 仕様表 表ニ-5-1 の溢水で [12.1-F3] に記載があるが、高い位置に設置の表現では理解出来ない。漏電遮断器の取付け位置を制御盤の中に置くとか、具体的にどのようにするか説明すること。	没水の観点では高さが重要であることから「漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置する」と記載している。当該の漏電遮断器は電気・計装盤の中に設置する。 各設備の仕様表、検査の方法及び添付書類 2 の [12.1-F3] の説明文に、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置する旨を追記する。	表ハ-2 P 設-2 2-2 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 仕様 (P83) 他 69 箇所 添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2573)
6-14	○番号 3-32 令 3.1.28、H-2 0 1 6 0 の回答/対策では、ペレット保管箱置台部の油火災の防護について、具体策を回答しているのであれば、仕様表への反映箇所を面談資料に記載すること。(確認)	3-32 の回答は油火災の防護方針を説明したものであり、「ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域に設置する設備・機器」を防護対象としている。一方、ペレット保管箱置台部を含め本申請の対象設備は「ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域に設置する設備・機器」ではないため、油火災の防護対象には該当しない。 添付書類 2 に上記方針及び第 4 次申請では該当設備がなく、第 5 次申請で説明する旨を記載する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
8-4	6-1 4 油火災の防護対策は第 4 次申請では、該当設備がない。第 5 次申請では油火災の防護対策設備・機器は出てくるのか？	油火災の防護対策の対象設備は、第 4 次申請に該当設備がなく、次回以降 (第 5 次) 申請する旨、添付書類 2 (P1087) に記載している。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-15	今回の申請書(20-032)p459 図ニ-1 (4) では、旧申請書(20-026) p395 図ニ-1 (4) の複数ユニットの配置図が添付されていない。 次回以降申請時に、先行申請である本申請と設計上の不整合を生じていないことを説明すること。(他の安全機能についても同じ)	複数ユニットの臨界安全評価は第 5 次申請で行うため、複数ユニットの配置図を添付していない。 第 5 次申請で複数ユニットの配置図を示し、本申請と設計上の不整合が生じていないことの説明を行う。	図ニ-2 P 設-1 (4) 第 2-4 領域の複数ユニットの配置全体図 (P556) 添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2481) 付属書類 1 核燃料物質の臨界防止に関する基本方針書 (P2819)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-16	P1353 表4 に危険距離と離隔距離が示されているが、備考欄に「移設位置確定後に評価した結果を記載」としているのは、本申請時に再評価した結果を示しているのか。(確認)	本申請時に再評価した結果を示している。 (6-26、6-28 に再評価前後で数値に変更がなかった箇所について説明する。)	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-17	P392 第二端栓溶接 No. 1-1 部、仕様表 表ニ-5-1 閉じ込めで、[10. 1-F1]閉じ込めの安全機能で記載している溶接機内に挿入とあるが、閉じ込め(落下防止)構造をどこに記載しているか。P482 図ニ-6-2 で説明すること。	溶接機内の詳細図を補足資料 6-17 に示す。溶接時には溶接部位の位置を維持するため、燃料の品質の観点から溶接機内のチャックで燃料棒を保持する機構としている。 第二端栓溶接 No. 1-1 部で溶接を行う際、燃料棒(全長約 ) はその大部分を燃料棒搬送 No. 1-1 部のガイドローラにより支え、燃料棒の片端の最大  程度をガイドローラをはみ出して溶接機内に挿入する。このため、燃料棒搬送 No. 1-1 部のガイドローラのみで十分な落下防止機能を有しているが、溶接機も燃料棒の片端を支えていることから、第二端栓溶接 No. 1-1 部の閉じ込め機能として記載していた。しかし、安全機能を再整理し、第二端栓溶接 No. 1-1 部及び第二端栓溶接 No. 1-2 部の仕様表からは閉じ込め機能の記載を削除する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-18	P365 仕様表 表ニ-2-1 の臨界で [4.2-F1] 単一ユニット間の面間距離 30 cm 以上を今回申請対象として、立体角評価は次回以降の申請と理解して良いか。複数ユニットに係る設計を次回以降申請するのであれば、その旨が分かるよう仕様表に明記すること。	単一ユニット間の面間距離は複数ユニットに係る設計の前提条件であり、今回申請ではなく第5次申請で確認する。単一ユニット間の面間距離を含め複数ユニットに係る設計を第5次申請とする旨を各仕様表に明記する。 なお、複数ユニットに係る設計はすべて第5次申請としている。	各設備の複数ユニットに係る仕様を各仕様表に記載している。
6-19	p533、p541 仕様表 表ヘ-2-1、表ヘ-2-3 の臨界で、[4.2-F1] の面間距離  以上の根拠を、許可の基本的設計方針に基づく設計であることを説明すること。	面間距離は臨界計算に基づき設定している。臨界計算を用いることについては、本申請書 P1268 の 1.2 複数ユニットの臨界安全設計の項にて、許可の基本的設計方針に基づく設計を示した基本方針書として明記しており、許可の基本的設計方針に基づく設計である。なお、複数ユニットに係る設計はすべて第5次申請としている。	添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書技術基準規則への適合状況の説明 (P2470)
8-5	6-19 p540、p548 の仕様表では複数ユニットの臨界安全の確認は次回申請すると記載しているのだから、コメント回答でも番号 6-18 と同様に、その記述をすること。	面間距離は臨界計算に基づき設定している。臨界計算を用いることについては、本申請書 P1216 の 1.2 複数ユニットの臨界安全設計の項にて、許可の基本的設計方針に基づく設計を示した基本方針書として明記しており、許可の基本的設計方針に基づく設計である。なお、複数ユニットに係る設計はすべて第5次申請としている。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。
6-20	P45 (第2加工棟表) ・別表ハ-2-1-6 に閉止部③について記載がない。	閉止部③については、竜巻による損傷の防止である「外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止」に該当しないため、P. 40 別表ハ-2-1-1 (2/2) の「外壁の改造」に整理している。一方で検査の方法では、「外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止」に整理しているため、補正申請で「外壁の改造」に整理しな	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-21	P333 (個別工事フロー)、P242 (第2加工棟図面) ・第2加工棟B通り、C通りの開口閉止をモルタルとしているが強度を見込んでいないということか。地震による損傷を許容した場合、火災における安全機能を維持できるか。	第2加工棟本体の耐震計算としては、開口部が閉止されていないものとして、B通り及びC通りの耐震壁の開口欠損をモデルに考慮した上で、十分な耐震性が確保できていることを確認していることから、建物本体として閉止部のモルタルに強度的な機能を期待しているものではない。 モルタル閉止部は配筋を行うことで剛体として取り扱い、モルタルを既存壁と接合する接着系アンカーについては地震時にモルタル部が脱落しないために十分な強度を有することを確認している。 また、モルタルは不燃性材料であり、火災時の防火区画の機能も維持できる。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-22	P336 (個別工事フロー) ・コンクリート製の堰の個別工事フローにおいて、コンクリートの強度試験がない理由を説明すること。堰は地震についての安全機能を有している。	溢水対策12及び13の鉄筋コンクリート造の堰は、幅 \square ×高さ \square 程度であり、堰そのものに地震による慣性力が作用しても壊れるようなものではない。ただし、床へ固定するあと施工接着系アンカーが損傷すると、堰が動いてしまい止水できなくなることから、耐震評価ではアンカーボルトの評価を実施している。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-23	P601 (第5廃棄物貯蔵棟図面) ・e-c面、d-d面がどこで切断しているのか明記されていない。	e-c面、d-d面の図示の明記はないが、万一の油漏えいの対策として設置しているピットの配筋の詳細について追加した図面である。 補正申請で平面図に切断箇所を明示する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
6-24	P937 (第2加工棟の各部位が有する安全機能)、P1307 (付属書類2) ・防護柵においては2次設計を行うが、防護壁においては行わない理由を説明すること。	P.1307表13の注釈に記載しているとおり、防護柵などの鋼製のものは、地震時の振動特性が建物本体とは異なるため、保守的に第1類の柔構造の設備・機器と同じ局部震度法(二次設計用地震力)を用いて耐震性の評価を実施しており、二次設計にも●を付している。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-25	P905 第2加工棟 <外部火災影響評価> 変更に関する説明欄 「第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置き場の火災に対して危険限界距離以上の離隔距離がある・・・」と記載しているが、これらは爆発源である。	爆発源が正しいものであったため、補正申請で修正する。	申請書内の外部火災に関する記載を確認し、左記と同様の齟齬がないことを確認した。
6-26	P1352表3 第2加工棟に対する火災源、爆発源からの離隔距離 敷地内高圧ガス貯蔵施設と当該貯蔵施設へ液化アンモニアを運搬する爆発源について、高圧ガス貯蔵施設の貯蔵量と運搬する液化アンモニアの量が異なるのに、危険限界距離が同じ(26m)結果となっているのはなぜか説明すること。(確認)	高圧ガス貯蔵施設の貯蔵量から計算した危険限界距離は約25.97m、運搬する液化アンモニアの量から計算した危険限界距離は、約25.28mであり、mの桁まで切り上げた結果、両方とも26mとなったものである。	確認の結果、水平展開を行う記載はない。
6-27	P1352表3 第2加工棟に対する火災源、爆発源からの離隔距離 敷地内高圧ガス運搬の爆発源として、ボンベ置き場(2)(3)へ運搬する水素ガスについて、許可ではどのように評価しているか説明すること。(確認)	加工事業変更許可申請書(P添5別り-51)では、ボンベ置き場(2)、ボンベ置き場(3)へ運搬する水素ガスについて、積載数量0.0011tとし、危険限界距離は9mと評価している。	確認の結果、水平展開を行う記載はない。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-28	P1352 表3 第2加工棟に対する爆発源からの離隔距離 敷地内高圧ガス貯蔵施設とボンベ置き場(1)の移設位置確定後の評価と説明しているが、離隔距離が事業変更許可と同じ距離となっている。事業変更許可申請時から離隔距離が変更となっている場合、再評価した結果を記載すること。	第1高圧ガス貯蔵施設とボンベ置場(1)は、事業変更許可申請書作成時に想定した位置から変更となったが、第2加工棟との離隔距離は変更なかったため、同じ距離を記載している。	第1高圧ガス貯蔵施設とボンベ置場(1)は、事業変更許可申請書作成時に想定した位置から変更となったが、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟との離隔距離は変更なかったため、同じ距離を記載している。
6-29	P906 第2加工棟 <消火器の配置> 変更に関する説明欄 加工事業変更許可からの変更箇所として、消火器の員数の増減、配置の変更箇所等の変更内容を具体的に記載したうえで、事業変更許可の基本的設計方針に基づく設計であることを説明すること。この際、加工事業変更許可において、消防法で規定されたものに加え、消火器を追加設置するなどの許可で約束した事項がある場合、それらの条件を満たしていることを説明すること。	消火器の員数は、加工事業変更許可申請書記載の粉末消火器(10型:92本、BC型:16本、50型:13本)を本申請では(10型:102本、BC型:19本、50型:17本)に増加させている。これは、加工事業変更許可申請書P添5別チ-28記載の、第2加工棟の各火災区画には消防法において定められる消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置していることを踏まえ、作業者の動線からアクセスし易く通行の支障とならず歩行距離20m以内に設置することを遵守するために、本数を増やして配置を見直したものである。必要な能力単位47(火災区画の変更に伴う能力単位の増加を含む)に対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は411となる。添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参考資料2に変更した箇所を示した図を追加する。加工事業変更許可申請書では、消火設備を消防法に基づき設置することと記載しており、この基本的な設計方針に基づく設計である。	添1参考資料1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ(P2341、P2372~P2375)
6-30	P906 第2加工棟 <自動火災報知設備の警戒区域> 変更に関する説明欄 どの警戒区域(火災区域)をどのように変更したのか、具体的に記載したうえで、事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計としていることを記載し説明すること。また、火災区域(火災区画)の変更にもない、警戒区域や消火器の配置を変更している場合、その内容を具体的に記載したうえで、火災区画変更に伴う警戒区域や消火器の配置の変更内容が事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを記載し説明すること。	警戒区域は、1階、2階、3階について、消防法の規定以上に細分化したうえで、火災信号の発報時の対応者によるアクセスを考慮した警戒区域に変更した。4階には変更はない。添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参考資料2に変更した箇所を示した図を追加する。火災区画の変更に伴う警戒区域の変更はない。加工事業変更許可申請書では、消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とすると記載しており、この基本的な設計方針に基づく設計である。	添1参考資料1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ(P2340、P2341、P2368~P2371)
8-6	6-30 P915、P935、P937 許可からの変更点において、熱感知(分布型)と発信機をなくした箇所及びその理由を記載し、許可の基本的方針に基づくものであることを説明すること。	熱感知器及び発信機は、消防法及び許可の基本的方針に基づき設置しており、消防法施行規則第二十四条に基づく発信機は、感知器と同列の扱いになる設備であるので、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の中の設備として、補正にて記載する。また、発信機は設置位置を変更しているため、許可からの変更点として補正にて記載する。 なお、許可の添5別チ-9「第2加工棟 火災感知設備配置図」の凡例に「熱感知器(分布型)」の記号を示しているが、配置図中に同記号は記していない。本設工認申請においても「熱感知器(分布型)」は使用せず、許可の基本的方針と相違ない。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様(P1061) 表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様(P1157) 表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等仕様(P1813) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明(P2538、P2539)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-47	P28～ 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災による損傷の防止：[11.3-B2] 第1種管理区域として設定している2P-5と2P-8についても 第2加工棟内でウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域として設定すること。2P-5と2P-8にウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置していないのであれば、その点を明確に記載し、第1種管理区域としている理由を説明すること。	第2加工棟の火災区画のうち、火災区画2P-5（I）及び火災区画2P-8は核燃料物質等を非密封で取り扱うため、第1種管理区域に設定されている区画であるが、当該区画で取り扱う核燃料物質の性状は焼結後のペレット状のウラン、フィルタ等の核燃料物質により汚染された物であり、ウランを粉末で取り扱う区画には該当しない。この旨、添付書類2に記載する。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する区画については火災発生時にウランの飛散の影響を考慮し、特にケーブル等の火災対策を講じる。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画には、火災区画2P-1及び2P-7（I）が該当する旨、第2加工棟の仕様表に明確化している。（P31） ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する区画について、図ハ-2-1-5-8（第2加工棟 火災区域及び火災区画）に明示する。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-54	P1047 溢水による電気火災の発生防止に関して、[12.1-F3]の設計仕様が第2加工棟の仕様表に記載されていない。溢水防護区画内に、安全機能を有していない電気設備が存在する場合、溢水による火災発生の防止の設計について、どのように対策し、申請するのか説明すること。	溢水による電気火災の発生防止に関して、安全機能を有している設備に対しては、各設備の仕様表に溢水対策として[12.1-F3]の設計仕様で記載し、安全機能を有していない設備に対しては、建物の仕様表に火災対策として[11.3-B2]の設計仕様で記載している（P31、P1080）。 技術基準との整合を考慮して、溢水による電気火災の発生防止に係る設計は溢水による損傷の防止に係る技術基準に該当するため、建物の仕様表に溢水対策として[12.1-B2]の設計仕様で記載する。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様（P1063） 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明（P2573）
7-13	6-47、6-54 ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画については、設備・機器の設計条件となっているので、図ハ-2-1-5-8（火災区域図）にも分かるように記載すること。	図によってもウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画が確認できるよう図ハ-2-1-5-8（第2加工棟 火災区域及び火災区画）に明示する。	本申請における申請対象の建物には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画はないため、該当しない。
7-8	6-29、6-30、6-54 他 加工事業変更許可申請書からの変更点について、添1参考資料2に抽象的な記載しかなく、変更箇所が分からないものが多い。変更箇所を具体的に記載すること。	拝承。添1参考資料2の記載をより具体的に記載することとする。	添1参考資料1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ（P2337～）
6-31	P684～P688 図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5 警戒区域境界がどこなのか分かるよう（点線の間隔を広くし、実線と識別できるように）に記載すること。	警戒区域境界を識別し易いものに修正する。	図リ-他-1（3）（P1937）、図リ-他-1（4）（P1938）、図リ-他-2（3）（P1945）、図リ-他-2（4）（P1946）、図リ-他-3（P1951）、図リ-他-16（P2001）

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-32	P684～P688 図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5 警戒区域境界の設定について、事業許可申請書における扱いを説明して下さい。また、警戒区域境界と火災区域（火災区画）境界との関係、警戒区域境界と第1種管理区域境界との関係について説明すること。	<p>加工事業変更許可申請書の警戒区域は、管理区域の別、工程の別に消防法（施行令第二十一条第2項）の規定以上に細分化することを基本とし、想定していた警戒区域を記載している。</p> <p>加工事業変更許可申請書で、建築基準法に基づく防火区画を火災区域とする、としており、警戒区域は消防法の規定以上に細分化し、としている。一の防火区画の床面積は1500㎡以下と規定されることに対して、一の警戒区域の面積は600㎡以下と規定される。警戒区域は、600㎡より小さくし、防火区画をまたがらないよう努めているが、火災信号の発報箇所を早期に限定すること、火災信号の発報時の対応者によるアクセスを考慮してまたがらせているところがある。第2出入管理室-第2-1ペレット検査室-第2-1ペレット室にまたがる警戒区域、第2-1貯蔵室-第2ペレット保管室-第2-2貯蔵室にまたがる警戒区域、第2-1混合室から階段室にまたがる警戒区域、第2-2混合室から階段室にまたがる警戒区域、第2洗濯室-ダクトスペースにまたがる警戒区域、第2-1事務室の警戒区域、第2機械室から階段室にまたがる警戒区域（階段室上部は別の管理区域）が該当する。</p> <p>警戒区域と第1種管理区域境界については、第1種管理区域と第2種管理区域、第1種管理区域と周辺監視区域をまたがらないよう努めているが、火災信号の発報箇所を早期に限定すること、火災信号の発報時の対応者によるアクセスを考慮してまたがらせているところがある。第2出入管理室-第2-1ペレット検査室-第2-1ペレット室にまたがる警戒区域、第2-1燃料棒加工室-ダクトスペースにまたがる警戒区域、第2部品室-第2-2燃料棒加工室-ダクトスペースにまたがる警戒区域、第2フィルタ室-ダクトスペースにまたがる警戒区域、第2開発室-ダクトスペースにまたがる警戒区域、第2機械室-ダクトスペースにまたがる警戒区域、第2排風機室-ダクトスペースにまたがる警戒区域が該当する。</p> <p>加工事業変更許可申請書の警戒区域から、第1種管理区域と第2種管理区域、第1種管理区域と周辺監視区域をまたがる警戒区域について、6-30に示すように火災信号の発報時の対応者によるアクセスを考慮した警戒区域に変更している。</p>	添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2538、P2539)
6-33	P686 第2燃料棒保管室等、火災区画の壁がない範囲を警戒区域に設定している根拠を説明すること。	6-32で示すように、1500㎡の火災区域を考えた場合、警戒区域は600㎡以下であることから、壁がない三の警戒区域を設ける必要がある。警戒区域を、消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定すること、火災信号の発報時の対応者によるアクセスを考慮して設定することから、同様に、火災区域の壁がない範囲も警戒区域として設定している。	当該建屋に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-34	P1361～付属書類8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書について、P1367 3.1.1 可燃物量の調査 第2加工棟の火災区画変更に伴い、可燃物をどのように移動し、火災区画の火災荷重や等価時間がどのように変更となったのかについて具体的に説明したうえで、評価結果を説明すること。	火災区域及び火災区画の変更について、これに伴う等価時間の評価結果の変更を、そのインプットとなる床面積、可燃物量の変更と併せて具体的な数値をもって、補正申請にて添1参考資料2に示す。 また、火災区画に属する部屋名称についても具体的な部屋名をもって、上記の火災区域及び火災区画の変更と併せて説明する。	添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参1 (P2347、P2348)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-35	<p>P1361～ 付属書類 8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書について、P1369 表 4 等価時間の評価結果に関連し、加工事業変更許可申請書に記載した設計基準事故(許可 P119～)及び重大事故に至るおそれがある事故(火災の複数同時発生)の評価結果に与える影響についても説明すること。</p>	<p>加工事業変更許可申請書における設計基準事故評価のうち、火災による閉じ込めの機能の不全について、火災区画の変更に伴って火災区画の等価時間が変更となったが、火災区画の耐火時間以下であり建物に損傷はないため、設計基準事故の評価結果に変更はない。本加工施設で想定する設計基準事故のうち火災に関するものとして、プレスの油圧機タンクの油火災によりプレスからの粉末漏えいを想定している。プレスの油圧機タンク及び排気経路である気体廃棄設備は、第5次申請で適合性を説明する。</p> <p>また、加工事業変更許可申請書では、重大事故に至るおそれがある事故として加工施設内に持ち込む可燃物の量が管理されていない状態で火災が複数同時発生した場合を想定し、建物外へのウランの漏えいを防止するため、第2加工棟1階の外扉周辺の火災を優先的に消火し建物全体の閉じ込め機能を維持するシナリオを示したが、本申請における火災区画の変更は加工事業変更許可申請書に示した想定に影響を及ぼさない。</p> <p>火災区域、火災区画の変更に伴う等価時間の変更が、設計基準事故の評価結果及び重大事故に至るおそれがある事故の想定に影響を及ぼさない旨、補正申請にて添1参考資料2に示す。</p>	<p>添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参1 (P2347、P2348)</p>
6-49	<p>P28～ 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 火災による損傷の防止：第2加工棟内で水素等の可燃性ガスを取り扱う設備を設置する場合、技術基準規則第11条第5項の規定により、当該設備を設置する室に可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすること、その他爆発を防止するための適切な措置が講じられる設計とし、仕様表・図面等に明記するとともに、技術基準の適合性について説明すること。次回以降申請する場合、本申請に係る建物の設計と設計上の不整合がないことを十分に説明すること。</p>	<p>第2加工棟には、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置するので、本加工施設において、可燃性ガス配管を含む可燃性ガスを取り扱う設備・機器の設計により爆発の発生を防止することとしている。本申請においては、可燃性ガス配管を取り扱う設備・機器はないため、その旨、添付書類2 条項ごとの技術基準への適合性の説明資料に記載している。なお、可燃性ガスを取り扱う設備・機器(連続焼結炉)及び可燃性ガスの漏えい検知(可燃性ガス検知器)は第5次申請にて確認する。</p> <p>上記の旨、補正申請にて添付書類2に記載する。</p>	<p>表ハ-2 P設-1 3-1 連続焼結炉 No.2-1 仕様 (P149～P151) 表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様 (P1124～P1125) 表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様 (P1783～P1784) 表リ-設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様 (P1793～P1795) 表ト-W1 建物-1 第1廃棄物貯蔵棟 (P1063) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2551～P2555) 付属書類8-2 火災等による損傷の防止(爆発の発生防止、及び火災等による影響を軽減する機能)に関する基本方針書 (P3088～P3091)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
8-8	6-49 可燃性ガスを取り扱う設備を設置する室内に、可燃性ガスが漏えいした場合にこれが滞留しない構造である設計については、第2加工棟の仕様表にも記載し、技術基準適合性(P1082)を記載し説明すること。第5次設工認で申請する場合、その旨を記載すること。	第2加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は気体廃棄設備により換気を行うことにより、可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることを補正にて、第2加工棟の仕様表に記載する。 また、可燃性ガスを取り扱う設備・機器については、次回以降(第5次)申請する旨、補正にて記載する。(気体廃棄設備については、次回以降申請の旨を記載済み。)	6-49に同じ。
6-58	【安全機能を有する施設】 P1053 設計基準事故①～④が発生した際の第2加工棟内の環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設計されていることを説明すること。設計基準事故が発生する設備・機器の申請に併せて建物の環境条件を説明するのであれば、建物(第2加工棟)の申請についても次回以降申請予定であることを明記すること。	設計基準事故①は粉末投入機からの粉末漏えいを想定している。設計基準事故②は、プレスの油圧機タンクの油火災によりプレスからの粉末漏えいを想定している。設計基準事故③は、連続焼結炉の爆発を想定している。設計基準事故④は、気体廃棄設備 No.1の停止により、第1種管理区域の空気が外部に漏れることを想定している。 今回申請する設備・機器のうち、第5廃棄物貯蔵棟とその付属設備、第5廃棄物貯蔵棟内の設備・機器及び第2加工棟内の設計基準事故対象機器(粉末投入機、プレス、連続焼結炉)と異なる室内に設置する機器は、設計基準事故①～③の影響を受けるおそれはなく、通常時の環境条件と変わらない。設計基準事故④が発生した場合の環境条件は、温度、放射線、腐食条件に変わりはなく、圧力が大気圧と同じになる。第1種管理区域の通常時の負圧は大気圧(約0.1MPa)に比べて小さく、圧力としては大気圧とほとんど変わらないため、第1種管理区域の負圧を維持しなければ期待される安全機能を発揮できない施設はない。設計基準事故④時に、期待される安全機能を発揮できる。第2加工棟の建物本体は、設計基準事故対象機器(粉末投入機、プレス、連続焼結炉)を内包するが、これらの設備・機器は第5次申請で確認するため、第2加工棟本体の設計基準事故時の環境条件についても、第5次申請で確認する。 以上の説明を補正申請に反映させて記載を修正する。	申請書の添付書類2の条項ごとの説明のところで、設計基準事故①～④それぞれについて設計基準事故時に想定される環境条件を記載した。
7-14	6-35、6-49、6-58 加工事業変更許可申請書に記載した設計基準事故については、事故シナリオを踏まえ、建物(第2加工棟)の設計仕様(拡大防止・影響緩和、閉じ込め)については、技術基準規則の火災・爆発、閉じ込め、安全機能を有する施設等の要求事項に対応させ、申請書本文(仕様表・図面)及び添付書類(適合説明書等)に記載し、説明すること。次回以降申請する場合、その旨を明記すること。	第2加工棟の設計仕様で、今回の設工認で説明が完了しないものについては、次回以降申請する旨を記載する。	表ハ-2 P 設-3-1 粉末混合機 No.2-1 粉末投入機(P87) 表ハ-2 P 設-7-1 プレス No.2-1 (P106) 表ハ-2 P 設-13-1 連続焼結炉 No.2-1 (P152) 表ト-2 P 設-2-1 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)(P910) 表ト-2 P 設-2-2 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)(P922) 表ト-2 P 設-2-3 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅳ、給気系統)(P931)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
			表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)(P940)
6-36	P1361～ 付属書類8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書について、P1038 2行目 下位文書は保安規定に紐づけられているか。(確認)	当該記載、「～措置を保安規定又は下位文書に定めて管理する。」における「下位文書」とは、保安規定に紐づけられた下位文書を指す。当該記載で説明している火災防護上の措置は保安規定に定めるべき事項であることから、補正申請にて、当該記載を「～措置を保安規定に定めて管理する。」に修正する。	添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2547)
6-37	P1361～ 付属書類8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書について、P1038 4行目 ケーブルが火災区画内における火災源とならず、火災区画の使用を決定するにあたっての評価に影響を及ぼすことはない」と説明しているが、火災区域(火災区画)の等価時間算定には難燃性物質も含めて評価しており、どのような意図で記載しているか説明すること。	「ケーブルが火災源とならない」ことについて、万一、過電流により発熱し発火したとしても、難燃性とすることにより他の設備・機器へ延焼せず、火災の発生源とならないことを加工事業変更許可申請書にて説明している。 一方、火災源の有無にかかわらず、火災発生を想定した場合の火災の継続時間である等価時間を評価する際には、火災区画内の金属等の不燃性材料以外の物質は燃焼し火災の継続時間の増大に寄与すると仮定するため、ケーブルに含まれる難燃性物質の量を可燃物として計上し、等価時間を評価している。 火災源の考え方、等価時間の評価方法に加工事業変更許可申請書からの変更はない。	付属書類8-1 火災等による損傷の防止(火災影響評価)に関する基本方針書 (P3079) 可燃物量には難燃性物質を含むことを明記した。
6-38	別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(P54～)に記載し、認可を受けようとする建物各部の仕様が、仕様表及び図面、添付書類(添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(P932～))、その他(基本方針書)と不整合が生じていないことを、どのように確認し、申請したのか説明すること。	耐震部材、火災区域、竜巻防護境界など、各事象の境界となる壁や床、対象となる部位を、建物平面図、立面図、断面図に明示し、図面と表との間で齟齬がないかについて、社内の一般レビュー、専門レビューでチェックしている。	本申請においても、第4次申請において見直した体制でチェックしている。
6-39	別表ト-4-1-1-1 第5廃棄物貯蔵棟の仕様(P589)、○別表ト-4-1-2 第5廃棄物貯蔵棟の材料一覧(P589)についても、仕様表及び図面、添付書類、その他(基本方針書)と不整合が生じていないことを、どのように確認し、申請したのか説明してください。	安全機能を期待しており、使用前事業者検査で検査する部位について整理し確認している。 なお、消防法・危険物の規制に関する政令第十条(屋内貯蔵所の基準)の第1項第十二号で設置を義務付けられている換気設備のうち、換気筒(排気口)・可動ガラリ(給気口)の材料表記がないため、不燃性材料(鋼製)であることを仕様表及び図面に追記する。	別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟(既設)材料一覧(P1073) 別表ト-W3建-1-3 第3廃棄物貯蔵棟(既設)材料一覧(P1164) 別表リ-建-1-3 発電機・ポンプ棟(既設)材料一覧(P1719) 図ト-W1建-10 第1廃棄物貯蔵棟 建具表(P1361) 図ト-W3建-9 第3廃棄物貯蔵棟 建具表(P1524) 図リ-建-1-7 発電機・ポンプ棟外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(P1857、P1858) 添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(P2432～P2440) 添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(P2441～P2443)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
			添2表1-3-1 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (P2444～P2448)
7-10	6-39 第5廃棄物貯蔵棟の換気筒について、求められる安全機能を明確にすること。要求される安全機能については、必要な設計仕様を明記すること。	換気筒及び可動ガラリは、消防法・危険物の規制に関する政令第十条（屋内貯蔵所の基準）の第1項第十二号で設置が義務付けられている換気設備である。技術基準に対しては不燃性の材料で作られていることを別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2及び図ト-4-1-4に追記する。	6-39に同じ。
6-40	○P22 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 臨界防止：[4.2-B1]「大型搬入口扉」臨界隔離壁を兼ねたものとして扱っている。次回以降申請する当該臨界領域内の複数ユニットの評価においては、及び当該扉を含む開口部を1つのユニットみなして臨界防止に係る安全性を確認していること等について、許可（添5-22）に記載した基本的設計方針に基づく設計であること、本申請と設計上の不整合が生じていないことを併せて説明すること。	大型搬入口扉は臨界の安全機能を持たせないこととし、当該箇所は開口部として取り扱う。 第5次申請において、複数ユニットの評価が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であること、本申請と設計上の不整合が生じていないことを併せて説明する。	付属書類1 核燃料物質の臨界防止に関する基本方針書 (P2857)
7-11	6-40 大型搬入口扉については、臨界防止（開口部の評価）の他、溢水による損傷防止等、当該扉に求められる安全機能に応じた設計仕様（構造、強度等）を仕様表、図面等に記載すること。	設計仕様を別表ハ-2-1-9及び図ハ-2-1-4-24に示す。 また、地震による損傷の防止及び竜巻による損傷の防止の基本方針書に評価結果を追加する。	当該建物に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。
8-7	6-40 大型搬入口扉について、臨界隔離壁としての機能を持たせるのであれば、仕様表に次回以降申請予定であることを記載すること。	大型搬入扉には臨界の安全機能を持たせないこととしたため、仕様表に次回以降申請予定である旨は記載していない。 H-21008-2の6-40の回答/対応を次のとおり修正する。 大型搬入口扉は臨界の安全機能を持たせないこととし、当該箇所は開口部として取り扱う。 第5次申請において、複数ユニットの評価が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であること、本申請と設計上の不整合が生じていないことを併せて説明する。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。
6-43	P27 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 閉じ込めの機能：[10.1-B2] 第2加工棟内で液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器と漏えい拡大防止用の堰の位置、構造、強度（材料・寸法）を図示すること。また、想定される流出量（設備・機器内の液体状の核燃料物質等の貯蔵量を含む）を説明したうえで、当該堰で液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいしない設計であることを説明すること。技術基準の要求事項をよく理解したうえで、適合性を説明すること。	第2加工棟には、液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置するため、施設外へ通ずる出入口付近に堰を設けることにより施設外への漏えいの拡大を防止する構造とする旨、補正申請にて第2加工棟の仕様表に記載する。 なお、液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器の周辺部にも漏えいの拡大の防止のため堰を設けるが、この堰は液体状の核燃料物質等を取り扱う設備と併せて第5次申請で確認するため、この旨、添付書類2に記載する。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1060、P1061) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2526～P2529) 付属書類7-2 閉じ込めの機能（液体の漏えい発生及び拡大防止）に関する基本方針書 (P3059～P3069)

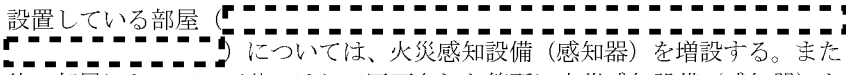
番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-45	<p>「第10条(閉じ込めの機能)」の要求事項に基づき設置する堰と、「第12条(加工施設内における溢水による損傷の防止)」の要求事項に基づき設置する堰について、それぞれ、設計上想定する溢水源、溢水量、施設外への漏えい拡大の防止対策を再確認たうえで、認可を受けようとする建物・構築物の設計仕様(位置、構造、強度(材料・寸法))を図面等で明確にすること。また、事業許可に記載した基本的設計方針に基づき、技術基準の要求事項に適合した設計であることを、それぞれ添付書類に記載し説明すること。</p>	<p>本申請では、第12条の要求事項に基づき設置する堰について確認する。これらの堰について、設計上想定する溢水源、溢水量、施設外への漏えい拡大の防止対策を附属書類9に基本的設計方針として示すとともに、堰の位置、構造等について、第2加工棟の仕様表、図面等に明確化している。</p> <p>また、第10条の要求事項に基づき設置する堰のうち、第2加工棟の仕様として施設外に通ずる出入付近に設けることとした堰については、上記、第12条の要求事項に基づき設置する堰と一部共通のものである。この旨、補正申請にて添付書類2に示す。なお、液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器の周辺部に設置する堰については、第5次申請にて確認する。</p>	<p>第10条(閉じ込めの機能) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2526～P2529) 附属書類7-2 閉じ込めの機能(液体の漏えい発生及び拡大防止)に関する基本方針書(P3059～P3069)</p> <p>第12条(加工施設内における溢水による損傷の防止) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2561、P2562) 附属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書(P3131～P3160)</p>
7-12	<p>6-43、6-45 設計仕様については、認可を受けようとする建物・構築物、設備・機器の位置、構造強度が分かるように、仕様表及び／又は図面に記載すること。</p>	<p>既設溢水対策として設けている堰の設計仕様(位置、構造等)の記載が不足していたため、仕様表、図面及び各部位が有する安全機能表に追記する。</p>	<p>別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟(既設)材料一覧(P1072、P1073) 別表ト-W3建-1-3 第3廃棄物貯蔵棟(既設)材料一覧(P1164) 別表リ-建-1-3 発電機・ポンプ棟(既設)材料一覧(P1719) 図ト-W1建-10 第1廃棄物貯蔵棟 建具表(P1361) 図ト-W1建-22(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表(P1383) 図ト-W1建-24(3)(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図(P1395、P1396) 図ト-W3建-9 第3廃棄物貯蔵棟 建具表(P1524) 図ト-W3建-16(3)(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図(P1544、P1545) 図リ-建-1-7 発電機・ポンプ棟外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(P1857、P1858)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
			添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (P2432～P2440) 添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (P2441～P2443) 添2表1-3-1 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (P2444～P2448) 他多数
8-10	7-11、 7-12 水平展開欄に記載がない。既設の建具等の部位について申請漏れがないこと、求められる安全機能に記載漏れがないことを確認したのであれば、その旨を記載すること。水平展開している場合には、その個所を記載すること。	以下に示す各安全機能の境界を図に明記し、境界上の扉に求められる安全機能を特定するとともに、当該扉に求められる安全機能を確保するために必要な構造・強度を整理し直す。 安全機能の境界 扉に求める構造・強度等 ①竜巻防護境界 骨組みによる強度の確保 ②不法侵入の防止境界 堅固な障壁（鉄扉） ③閉じ込め及び溢水境界 密閉性（PAT） ④火災区域境界 遮炎性能（防火戸） 各扉について、上記の①～④の単独若しくは複合して求められる安全機能を添2表1-3-1に整理し直す。	7-12に同じ
6-41	P27 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 不法侵入の防止：[9.1-B1]加工施設への人の不法な侵入を防止するための措置について、技術基準規則の要求事項に対応し、事業許可に記載した基本的設計方針に基づき、周辺監視区域境界にフェンス等を設置し監視すること、加工施設の出入管理による人の不法侵入を防止すること、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する設計仕様を記載したうえで、技術基準規則への適合性を説明すること。	技術基準規則の要求事項に対応し、加工事業変更許可申請書 (P20、P5-168、P5-169) に記載した基本的設計方針に基づく設計仕様を仕様表に記載した上で、添付書類2の技術基準規則への適合性の説明書にて詳細を説明する。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1060) 表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様 (P1156) 添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1表1 (P2124)、添1別表1 (P2228) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2516～P2517)
6-42	P27 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 不法侵入の防止：[9.1-B1]管理区域への不法侵入（出入管理）について記載すること。出入管理装置については、図面に位置を示すこと。第5廃棄物貯蔵棟についても図ト-4-1-1 2 (P607)に記載すること。	技術基準規則の要求事項に対応し、加工事業変更許可申請書 (P20、P5-168) に記載した基本的設計方針を踏まえて、IDカードによる加工施設の出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する設計仕様を仕様表に記載する。また、管理区域への不法侵入（出入管理）に係る場所を示す添付図を仕様表に引用し明確にする。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1060) 表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様 (P1156)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
6-44	P1024 第10条第7号の適合性の説明において、「液体状の核燃料物質を貯蔵又は取り扱いを行う第5廃棄物貯蔵棟・・・が対象となる」と説明しているが、第5廃棄物貯蔵棟ではこれらの行為を行わないとしている設計仕様と不整合が生じている。正確に記載すること。	拝承。第5廃棄物貯蔵棟は、液体状の核燃料物質等の保管廃棄の施設のため、「取り扱い」の記載は不適切であり、記載を改める。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-46	液体状の核燃料物質の閉じ込めの機能や溢水による損傷の防止等に係る設計及び工事の計画について次回以降申請予定の設計がある場合には、次回以降申請では、本申請で先送りする溢水源、溢水量、溢水防護対策に係る設計等に、不整合が生じていないことを十分に説明すること。(技術基準規則の他の条文に係る設計を分割申請する場合についても同様に対応すること)	拝承。	6-45に同じ。
6-48	P32 表ハー2-1 第2加工棟 仕様 火災による損傷の防止：「第11条（火災等による損傷の防止）」[11.3-B2] [11.3-B3] 火災区域を貫通するダクト、ガラリ及びダンパー等の設計仕様（耐火時間を含む）を記載し、技術基準への適合性を説明すること。次回以降申請する場合、その旨を本申請書に記載したうえで、次回以降の申請で、本申請に係る火災区域の設計と整合していることを十分に説明すること。	防火ダンパーについては、火災区域境界のダクト貫通部に設置するため気体廃棄設備のダクトと併せて第5次申請にて確認する。補正申請にて、この旨、第2加工棟の仕様表、基本方針書に記載する。 なお、第2加工棟において、隣接する火災区域同士の境界及び第1種管理区域を含む火災区域から建物外へ通じる火災区域境界上のガラリはない。	追第4次 表ハー2-1 第2加工棟仕様 (P241～P244)
6-50	P584 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 火災による損傷の防止：[11.3-B2] 建築基準法上の耐火構造についても記載すること。	不燃性材料である鉄筋コンクリートで造ることを追記し、加工事業変更許可申請書P.24と整合させる。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
6-51	P584 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 火災による損傷の防止：[11.3-B3] 火災区域の電気ケーブル貫通部の設計仕様（耐熱シール等）を記載すること。	火災区域貫通部に関する基本設計方針は次のとおりである。 ・火災区域間の延焼を防止するために、隣接する火災区域との境界には貫通部の処置を行う。 ・閉じ込め機能維持の観点から、火災区域のうち、第1種管理区域と建物外との境界には貫通部の処置を行う。 第5廃棄物貯蔵棟は、隣接する火災区域を設けないこと、また、第1種管理区域を設けないことから上記には該当しないが、危険物特定屋内貯蔵所であることから消防法に基づき貫通部の処置を行う。この旨を仕様表に記載する。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1062) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2544)
6-52	P1364 図2 第2加工棟の火災区域及び火災区画：ダクトスペース部分及び階段部分等の堅穴区画について、本申請における火災区域（火災区画）の設定の考え方について、加工事業変更許可及び建築基準法等の関連法令を引用しつつ説明すること。	堅穴区画の階段室（安全避難通路）については、建築基準法に基づき耐火壁等により他の防火区画と分離された区画であるが、当該区画には、可燃物を置かない管理をすることから等価時間の評価対象となる火災区域は設定していない。また、ダクトスペースについても同様に、建築基準法上、他の防火区画と分離された区画であるが、鉄筋コンクリート壁や、金属製又は難燃性の配管、金属製のダクトのみであり、可燃物がないことから等価時間の評価対象となる火災区域を設定していない。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請では該当しない。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>当該防火区画を火災区域として設定しないことは加工事業変更許可申請書における考え方から変更はないが、本申請をもって、上記の考え方を明確化するため、火災等による損傷の防止に係る基本方針書にその旨、記載している。</p> <p>(P1402)</p> <p>補正申請にて、該当する建築基準法関係法令の条項を引用するなどして、基本方針書の記載を補足するとともに、加工事業変更許可申請書における考え方から変更がない旨、添1参考資料2に記載する。</p>	
6-53	<p>P1370 「第12条（加工施設内における溢水による損傷の防止）」の要求事項に基づく溢水防護対策について、臨界防止、閉じ込め、及び制御盤等の電気火災の発生防止の観点から、防護対象となる設備・機器で対策するもの、溢水源側で対策し建物の設計仕様に含めて申請するものについて、どのように整理し申請しているのか、考え方を説明すること。</p>	<p>配管等の溢水源側に設置する遮水板については建物の設計仕様に含め、第5次申請において確認する。一方、溢水の影響を受ける設備側に設置する防水カバーについては、設備の設計仕様に含め、第5次申請において確認する。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容はない。</p>
6-55	<p>P32 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 溢水による損傷の防止：溢水防護区画で引用している図面番号が、P88の図面リストに記載されていない、又は名称が異なっているため、適宜修正すること。</p>	<p>溢水防護区画を引用している図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50は、添付図一覧表のP86に記載されており、図面との名称の差異もない。なお、添付図一覧表のP88は、個別に溢水対策を示す図である。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容はない。</p>
6-56	<p>P908 添1表参2ハ 許可からの変更点 内部溢水評価について、許可からの変更前後の内容、変更に関する説明については、抽象的な記載ではなく、溢水防護区画や没水水位等の変更点を具体的に説明したうえで、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを説明すること。</p>	<p>変更点については、添1表参2ハに具体的に示した上で、図等については、基本方針書にて明確にする。</p>	<p>添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参考資料1 (P2351～P2353)</p>
6-57	<p>溢水防護区画及び溢水経路について、加工事業変更許可申請書 (P5-186～188の表、P5-191の図他) の基本設計方針 P22 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 変更内容：⑧溢水対策としてグレーチングをどこに設置し、溢水量（水位）をどのように想定しているのか考え方を説明すること。（確認）</p>	<p>加工事業変更許可申請書 (P5-191) に、第2加工棟におけるグレーチング設置場所を溢水防護区画 A1-2、A1-3 にそれぞれ開口部1か所示しており、P5-186～188の表の注釈①②に溢水の発生量（流れ込み）に対して、グレーチングから地下ピットへの流出量が大きく上回ることを示している。本申請書においては、図ハ-2-1-1-46に設置場所を示している。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容はない。</p>
8-9	<p>6-58 設計基準事故④の説明で「第1種管理区域の負圧が低下することが考えられるが、第1種管理区域の負圧の低下は通常の範囲内であるため、通常環境条件と変わらない。」とはどういう意味か。通常に、設計基準事故時の環境条件（負圧）を具体的に記載したうえで、設計基準事故時の環境条件において安全機能を発揮できる設計であることを説明すること。</p>	<p>設計基準事故④は、気体廃棄設備 No.1 の停止により第1種管理区域の負圧（19.6 Pa 以上）が低下し、建物の隙間から第1種管理区域の空気が漏れる事象を想定している。負圧が低下した場合の環境条件は、温度、放射線、腐食条件に変わりはなく、圧力が大気圧と同じになる。第1種管理区域の通常時の負圧は大気圧（約0.1 MPa）に比べて小さく、圧力としては大気圧とほとんど変わらないため、第1種管理区域の負圧を維持しなければ期待される安全機能を発揮できない施設はない。このため、設計基準事故④時に、期待する安全機能を発揮できる。</p>	<p>第5次申請の補正における設計基準事故④に関する記載に水平展開した。（P2584）</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
9-3	H-21012 8-9 技術基準の適合性の説明については、建物が単に損傷しないことの説明でなく、加工事業変更許可申請書に記載した基本設計方針を踏まえ、閉じ込めの機能の観点から説明すること。(排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とする。)	第2加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故①(機械的破損による閉じ込め機能の不全:粉末投入機)、設計基準事故②(熱的破損による閉じ込め機能の不全:プレス)、設計基準事故③(爆発による閉じ込め機能の不全:連続焼結炉)設計基準事故④(排気設備停止による閉じ込め機能の不全:排風機)について設計基準事故が発生する設備の安全機能と合わせて、第5次の申請で説明する予定である。指摘の点については、第5次申請において設計基準事故時の環境条件に関する説明に反映する。	技術基準規則への適合状況の説明の第十四条の説明に環境条件の記載を追加した。(P2581～)
6-59	【遮蔽】 P1390 添付書類10 遮蔽に関する基本方針書:今回の変更が、先行申請し認可をうけた設工認申請書の説明書(基本方針書)に与える影響等について説明すること。 ・P1390 (3)の20行目 具体的な変更箇所として記載されて図2～図6及び表1のモデルを用いて、線量評価を行っているか。 ・第3次設工認申請で認可を受けた設計に与える影響	本設工認申請書においては、基本方針書に示す図及び表のモデルにて、再評価を行っている。 第3次設工認申請書での評価からモデルの変更点は、 ① 試料保管棚の防護壁の詳細設計により防護壁位置及び構造を変更。 ② 評価モデル上、壁厚としていた間の3階壁を実態に合わせて壁厚に変更。 となり、①は評価値に影響しない程度であり、②は評価に全く寄与していない。したがって、第3次設工認申請で認可を受けた設計に与える影響はない。 これらの内容については、補正申請に記載する。	添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1 参考資料1 (P2357～P2358)
6-60	P35 仕様 遮蔽 : [22.1-B1]に記載した壁の改造箇所(閉止部③)は、P1398の図6のどこに反映しているか。(確認)	P1398において、閉止部③は、1階右上のの壁が該当する。図5及び図6は、許可申請書からの変更を示しており、閉止部③は許可申請書において盛り込まれているため、差異としては表れない。なお、閉止部③の具体的な位置は、図ハ-2-1-1-29及び35に示している。	当該建物に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。
6-61	【非常用電源設備】【通信連絡設備】 非常用電源設備、無停電電源装置に接続する通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備等は、それらの種類や台数が多く非常用電源の確保の方法も多岐にわたるため、これらをマトリックスにした表を作成し、添付書類に添付し、許可を踏まえた設計であること、及び技術基準に適合したものであることを説明すること。	仕様表に文言により記載しているが、マトリックスにした表を作成し仕様表に追加する。	添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2653～P2657)
7-15	6-61 仕様表、添付説明書に記載する設計仕様については、実際に設置する機器がバッテリー又は無停電電源装置のいずれか解るように記載し、当該設計が許可を踏まえた設計であることを説明すること。	本申請の対象機器はバッテリーを備える設計仕様としており、許可を踏まえた設計である。なお、許可に基づき無停電電源装置を設置する設備はない。	添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2653～P2657)
6-62	●放射線管理施設(モニタリングポスト) P632 表チ-2-1 モニタリングポストNo.1仕様 外部からの衝撃による損傷の防止 : 屋外に設置するモニタリングポストについて、本体だけでなく、無線アンテナについても、コンクリート基礎にアンカーボルトで固定し飛来物とならないように設計すること。	モニタリングポスト本体、無線アンテナ及び放射線監視盤の構成機器である受信器については、屋外に設置するが、竜巻等の外部からの衝撃に対して、損傷を受けたとしても建物の閉じ込めの機能には影響を与えないため、安全機能を有する施設の安全性を損なうものではない。また、無線アンテナ及び受信器については、重量が小さいため、建物へ損傷を与える飛来物とはならない。この旨、添付書類2 に記載している。(P1044)	当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		モニタリングポスト本体については、飛来物とならないよう基礎にアンカーボルトで固定するため、その旨、設備・機器の仕様として仕様表に記載している。(P639、P643)	
6-63	【火災等による損傷の防止】 P1030 第2加工棟の火災感知設備[11.1-F2]に記載している「消防法の設置基準に対し裕度あるよう増設」について説明すること。	加工事業変更許可申請書に記載した火災感知設備の配置図は、消防法の設置基準に基づいた配置である。これに対し、ウラン粉末の貯蔵室及び連続焼結炉を設置している部屋（  ）については、火災感知設備（感知器）を増設する。また他の部屋において、天井のほり区画された箇所に火災感知設備（感知器）を増設する。 添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参考資料2に増設した箇所を示した図を追加する。	添1参考資料1 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ (P2340、P2369)
6-64	P1030 第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備[11.1-F2]に記載している「加工事業変更許可申請書に示した火災感知設備の配置図から一部変更した」について説明すること。	加工事業変更許可申請書には、火災感知設備として熱感知器（スポット型、防爆型）を1箇所設けることとしている。第5廃棄物貯蔵棟の詳細設計の結果、天井部分に0.4m以上突出したほりを2箇所設けることとしたため、消防法施行規則第二十三条に基づき、ほりによって区画した部分ごとに熱感知器の設置が求められることから、熱感知器（スポット型、防爆型）を2台追加して計3箇所設けることとした。添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添1参考資料2に追加した箇所を示した図を追加する。	当該建屋に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。
7-6	【確認】燃料棒トレイ置き台、脱ガス設備No.1 運搬台車の仕様表で核的制限値の「列数：18 列以下」が記載されているが、図ニ-4-1、図ニ-5-2には、記載がなく、図ニ-5-1を添付図で呼び込まないと、確認できない。	拝承。仕様表の添付図欄に図ニ-5-1を記載する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
7-7	【確認】p1047[12.1-F3]「本申請対象の設備に接続する電気・計装盤について、設置場所及び被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤は、導通部が没水高さより高い位置に配置し、また、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する設計としていること」の仕様表の記載は申請書 p33 にはない。	[12.1-F3]は建物ではなく各設備の仕様表に記載している。 [12.1-F3]の記載見直しについては6-13参照。 第2加工棟の仕様表の[12.1-B2]の記載見直しについては、6-54参照。	6-13、6-54に同じ。
7-16	P33 表ハ-2-1 第2加工棟仕様溢水による損傷の防止8行目、11行目：「流入経路」は何を意図して記載したものか（確認）。流入経路の位置（経路）を図面に記載すること。（必要な場合）	水の流入を表すために「流入経路」としていたが、「溢水経路」「流入経路」と混同が生じるために、記載を見直す。	表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1063)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
7-17	P33 表ハ-2-1 第2加工棟仕様溢水による損傷の防止 14 行目：別表ハ-2-1-8 の材料については、溢水対策に係る既設材料についても記載すること。他の表に記載した材料仕様を引用する場合、記載の方法について、どのように整理したのか説明すること。（別表や図面については、事業者として系統立てて整理して記載すること。） この際、求められる安全機能に応じて、認可を受けようとする設計（位置、構造・強度）がわかるように記載すること。溢水による損傷防止については、新規制基準で新たな要求事項となっているので、溢水防護区画境界となる材料、構造については、整理して漏れなく記載すること。	既設溢水対策の材料は7-12 に同じ。 記載の方法は、第2加工棟の既設材料であるため、改造箇所の材料を記載した別表ハ-2-1-8 ではなく、既設材料を記載した別表ハ-2-1-9 に記載する整理とした。	7-12 に同じ。
7-18	P33 表ハ-2-1 第2加工棟仕様溢水による損傷の防止 16 行目：溢水防護区画内の非密閉構造の扉の堰の高さを制限する設計が記載されているが、そもそも、溢水防護区画内に堰があるのか。該当する場合、仕様表に堰の制限高さを具体的に記載すること。	溢水防護区画内の部屋間の溢水の流入を妨げる堰はない。仕様を明確にするため、記載を改める。	表ト-W1 建-1 第1 廃棄物貯蔵棟仕様 (P1063)
7-19	P169 図ハ-2-1-1-4 6 赤枠の「溢水経路」は何を意図した記載か（確認）	当該部分はA1-1 から140 mm の段差（高い）があり没水しない区域であるが、2階から階段を経由して流れ込む溢水の経路として「溢水経路」と記載している。	当該建屋に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
7-22	P1377 図1 について ・溢水防護区画A1-1 の1階第2 粉末受入室に溢水源、溢水量、溢水水位をどう評価しているか説明すること。	当該部分はA1-1 から140 mm 段差（高い）があるため、A1-1 からの流入は考慮しておらず、また保守的に評価するためA1-1 区域から除外している。なお、第2 粉末受入室に溢水源はない。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
7-23	P1377 図1 について ・溢水防護区画A1-1 内の赤い矢印「（1階第2 粉末受入室と第2-2 ペレット室間）は、「水の流入・流出を考慮しない」設計としている点について、溢水防護区画A1-1 の溢水水位をどの様に評価し、堰高さを設計しているのか説明すること。	7-22 のとおり。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
8-11	7-19、7-22、7-23 溢水防護区画A1-1 の評価に対応し、当該溢水防護区画内の床レベル、段差(140 mm)がある範囲（位置、構造）を図示すること。既に図示されている場合、コメント対応表の回答欄に当該図面番号とページを記載すること。 各階の没水水位、堰高さの基準となる床レベルを明記すること。また、建物の段差がある場合、当該部分の断面図等で、その高さを明記すること。	構造が複雑な溢水防護区画A1-2 及びA1-3 は、段差等記載している。他の溢水防護区画内に対しても、床レベル、段差、断面図を補正にて図示する。	図ト-W1 建-2 1（1） 第1 廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止 (P1381) 図ト-W1 建-2 4（3） 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ (P1395)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
7-20	P169 図ハ-2-1-1-46 1階の大型扉(1-6, 1-10)の溢水防護対策を記載すること。溢水防護区画の扉で、溢水対策が必要な扉については、漏れなく記載すること。溢水防護対策が不要な場合、その理由を添付書類に記載し、説明すること。	図ハ-2-1-1-46に大型搬入口扉(1-6, 1-10)が既設溢水防護対策であることを追記する。また、図ハ-2-1-3-48の既設溢水対策一覧にも追記するとともに、大型搬入口扉の詳細図を図ハ-2-1-4-24として追加する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
7-21	P169 図ハ-2-1-1-46 第2加工棟1階の溢水防護区画(A1-3)のグレーチング及び地下貯槽ピットの仕様、流入経路を明記し、地盤、耐震、閉じ込め、汚染防止等を含め、当該設計が技術基準で求められる安全機能に適合した設計であることを十分に説明すること。	地下貯槽ピットの仕様・流入経路等を仕様表(別表)、図面及び各部位が有する安全機能表に追記する。 地下貯槽ピットは地中ばり部分に囲まれた建物の一部であり、建物と同様に地盤、地震などの技術基準で求められる安全機能に適合した設計である。	別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟(既設)材料一覧(P1072) 図ト-W1建-21(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(1階・中2階)(P1381) 図ト-W1建-22(4)(5)(6) 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図、詳細図(P1386~P1388) 添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(P2439、P2440) 付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書(P3129~P3164)
7-24	第2加工棟の臨界隔離壁に存在する開口部について、臨界安全評価における開口部の取扱いは複数ユニット評価で行う整理であり、複数ユニット評価と合わせて、5次申請で確認するという理解で良いか。	指摘のとおり整理としており、臨界安全評価における臨界隔離壁上の開口部の取り扱いについては、第5次申請にて設備の複数ユニットの臨界安全評価として確認する。 開口部の評価が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であり、第5次申請にて行う旨を添付書類2に追記する。	第4次申請までの先送りを受けて、複数ユニット評価の説明を記載した。
8-12	7-24 臨界隔離壁の開口部の評価が、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを、第5次申請で記載し説明すること。	臨界隔離壁上の開口部の評価は、加工事業変更許可で示した基本的設計方針に基づき開口部を仮想ユニットとして扱っている。以上の内容を、第5次申請で説明する。	6-40に同じ。
9-4	H-21012 8-10 水平展開の程度については、求められる安全機能に同じ、位置、構造・強度、機能・性能を明確にすること。また、申請書本文(仕様表又は図面等)のどこに、何を記載したか、申請書の補正時に併せて説明すること。	安全機能を有する部位について、位置(図示)、構造(図示)、強度、機能、性能(仕様、別表の使用材料)の観点で整理し補正する。	7-12に同じ。
8-13	P1009(添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能) ピット壁の耐震1次が「○」、耐震2次が「-」となっているが、ピット壁は基礎梁が担っている部分もあるので、(厳密には)「◎」になるものがあると考えられるが、どのように整理しているのか説明すること。	添2表1-3-1に記載している部位位置番号P-1~P-12の区画については、基礎ばりの側面に施工している「打ち込み鉄板及び鉄筋コンクリートの防水層」を指しており、耐震1次において基礎ばりは健全性を維持することから、その表面に施工している防水層も損傷しないものとして「○」を記載している。一方、部位位置番号P-13~P-16については、基礎ばり側面に防水塗装を施工しているため、基礎ばり本体に溢水に対する安全機能があるものとして、耐震1	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>次は「◎」に修正するとともに、区画・境界などの安全機能欄及び図ハ-2-1-3-50及び51に前述の識別を補正にて明記する。 また、基礎スラブ面についても同様、適切に記載を補正にて改める。</p>	
8-14	<p>・地下ピットの構造・強度に係る設計において、溢水の流入をどのように想定し、設計しているか説明すること。</p>	<p>溢水防護区域A1-2及びA1-3からの最大22.7 m³の溢水が、地下貯槽ピットに流入することを想定している。 地下貯槽ピットに溢水の流入が生じた場合、地下貯槽ピットを構成する基礎スラブ、基礎はりに水圧が作用するが、基礎スラブについては支持地盤から上向きに接地圧が作用している状態に対して水圧で下向きに押し返すことになるため、基礎スラブの曲げ応力は小さくなる。また、基礎はりについては、はり幅$\square\square\square$mm、はり成$\square\square\square$mmの剛性の高い断面であり、はり下端は基礎スラブで、はり上端は1階床スラブで変形を拘束しており、水圧による曲げによって損傷するものではないことから、地下貯槽ピット部の建築躯体に損傷は生じない旨を基本方針書に追記する。</p> <p>また、添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能一覧において、地下ピット部P-1～P-16及びSP-1～SP-2において、耐震及び竜巻などで「-」と記載されている部位について健全性を維持することを明記する修正を行う。</p>	<p>付属書類9-1 加工施設における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 (P3129～P3160)</p>
8-15	<p>P112 【臨界防止】第2-2領域の部屋番号7、9、10、第2-7領域の部屋番号23、27において、核燃料物質（ウラン）が混入する可能性と臨界安全上の考慮について、許可申請書5-24に基づき確認した（する）結果を、添付書類に記載し、説明すること。</p>	<p>部屋番号9、23は放射線管理、部屋番号7、10、27は液体、気体廃棄物を取り扱う部屋であり核燃料物質が混入するおそれはないと整理している。申請書P799、添1別表1のNo.2-13の備考欄にて、核燃料物質が混入する可能性がない旨を説明している。さらに、添付書類2にその理由を説明する記載を補正にて追記する。</p>	<p>当該建物に対する固有のコメントであり本申請には該当しない。</p>
9-5	<p>H-21012 8-15 第2-2領域と第2-7領域に核燃料物質が混入するおそれがない理由を記載し、説明すること。</p>	<p>臨界安全管理の領域において、第2-2領域、第2-7領域の部屋番号9、23は放射線管理、部屋番号7、10、27は液体、気体廃棄物を取り扱う部屋である。これらの部屋には核燃料物質を取り扱う設備・機器は存在しない。核燃料物質の取扱いは社内定める手順書に従って行い、これらの部屋へ核燃料物質を持ち込むことはないため、混入のおそれはない。</p>	<p>水平展開は不要であることを確認した。</p>
8-16	<p>P301 第2加工棟大型搬入扉の止水パッキンについて、火災による損傷防止の観点から難燃性材料であることを、基本方針書に記載し説明すること。</p>	<p>難燃性を有するクロロブレンゴムを使用していることを別表ハ-2-1-9及び図ハ-2-1-4-24に補正にて追記する。</p>	<p>第5次設工認において、第1種管理区域境界上に大型搬入扉はない。</p>
8-17	<p>P981 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 内壁1-4：防火板(1-#1、1-#2)の構造を確認する場合、どの図を確認すればよいか説明してください。他の既設の建具についても、位置、構造、強度をどのように整理したのか、申請書で説明すること。</p>	<p>防火板(1-#1、1-#2)の仕様は図ハ-2-1-4-6(2)の建具表の中に記載している。 他の既設建具については、位置を図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5に、安全機能を有する建具の構造、強度等を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8に記載している。</p>	<p>7-12に同じ。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所										
9-6	<p>H-21012 8-17</p> <p>各扉に求められる安全機能に応じて、位置・構造・強度をどのように整理して申請しているのか、補正申請時に説明すること。</p>	<p>(8-10、8-17 と同じ)</p> <p>以下に示す各安全機能の境界を図に明記し、境界上の扉に求められる安全機能を特定するとともに、当該扉に求められる安全機能を確保するために必要な構造・強度を整理し直した。</p> <table border="0"> <tr> <td>安全機能の境界</td> <td>扉に求める構造・強度等</td> </tr> <tr> <td>①竜巻防護境界</td> <td>骨組みによる強度の確保</td> </tr> <tr> <td>②不法侵入の防止境界</td> <td>堅固な障壁（鉄扉）</td> </tr> <tr> <td>③閉じ込め及び溢水境界</td> <td>密閉性（PAT）</td> </tr> <tr> <td>④火災区域境界</td> <td>遮炎性能（防火戸）</td> </tr> </table> <p>各扉について、上記の①～④の単独若しくは複合して求められる安全機能を添2表1-3-1に整理し直した。</p> <p>防火板(1-サ 1、 1-サ 2)の仕様は図ハ-2-1-4-6 (2) の建具表の中に記載した。</p> <p>他の既設建具については、位置を図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5に、安全機能を有する建具の構造、強度等を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8に記載した。</p>	安全機能の境界	扉に求める構造・強度等	①竜巻防護境界	骨組みによる強度の確保	②不法侵入の防止境界	堅固な障壁（鉄扉）	③閉じ込め及び溢水境界	密閉性（PAT）	④火災区域境界	遮炎性能（防火戸）	7-12に同じ。
安全機能の境界	扉に求める構造・強度等												
①竜巻防護境界	骨組みによる強度の確保												
②不法侵入の防止境界	堅固な障壁（鉄扉）												
③閉じ込め及び溢水境界	密閉性（PAT）												
④火災区域境界	遮炎性能（防火戸）												
8-18	<p>P994</p> <p>添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 内壁 M2-57 : 臨界隔離壁となっていない。</p> <p>P112 図ハ-2-1-1-1 (1) の臨界安全上の領域を示した図面、P114 の臨界隔離壁平面図(中2階)と一致していない。臨界隔離壁の考え方を説明すること。</p>	<p>内壁 M2-57 は、1階の内壁 1-25 と同じ部位が臨界隔離壁であるため、1階と同様に細分化(内壁 2-57①、内壁 2-57②、内壁 2-57③)した上で記載を補正にて修正する。</p>	<p>当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。</p>										
8-19	<p>P1009</p> <p>添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 4階の屋根、R階の屋根は、それぞれ3階の屋根、4階の屋根のことか。許可及び設工認の図面との整合性を確認すること。</p>	<p>添2表1-3-1において、部位・位置を明確にするため、3階の屋根(第2排風機室の床を除く)は4FL屋根スラブ、4階(第2排風機室)の屋根はRFL屋根スラブに補正にて記載を修正する。</p>	<p>当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。</p>										
8-20	<p>P99【内部火災他】</p> <p>図ハ-1-8 外壁 4-4 と扉 4-2 については、外壁と内壁が存在するのであれば、P980 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(12/43)も、外壁と内壁を区別して記載し、それぞれの壁に求められる安全機能について技術基準の適合性を説明すること。</p>	<p>外壁 4-4 は外壁である。図ハ-I-8において外壁 4-4 の位置がわかりづらいため、補正申請で修正する。</p>	<p>当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。</p>										

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
8-21	P162【工事概要】 図ハ-2-1-1-37～工事概要図 外壁4-4と扉4-2については、外壁と内壁が存在するのであれば、外壁と内壁を区別して記載すること。	外壁4-4は外壁である。図ハ-1-8において外壁4-4の位置がわかりづらいため、補正申請で修正する。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
8-22	P275～P279【内部火災】 図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図：赤線の防火区画は、原子炉等規制法に基づく認可申請であり、加工事業変更許可を踏まえ、「火災区域」又は「火災区画」を漏れなく記載すること。P325 図ハ-2-1-5-8 火災区域及び火災区画との整合性も確認すること。	許可では建築基準法の防火区画を火災区域に設定しているため、図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-4にて防火区画を明示することを主としていたが、補正にて火災区域境界、火災区画境界を明示し、他の図面との整合性を確認し補正する。	図ト-W1建-20 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (P1377～P1380) 図ト-W3建-14 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (P1533～P1537) 図リ-建-1-13 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (P1868～P1870)
8-23	P276【内部火災】 中2階のc通9～11通間は、P325の図では、火災区域境界となっているので、耐火時間が技術基準に適合するよう設計されていることを確認すること。	当該壁（内壁 M2-41）は火災区域（火災区画）2P-1の境界として、当該区域（区画）の等価時間以上の耐火性能（1時間以上）を有することを確認している。添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能（P993）では、当該壁が火災区画境界である旨の記載が漏れていたため、補正申請にて、修正する。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
8-24	P979、P980 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能【竜巻】外壁(4-1)と外壁(4-8)の竜巻飛来物に対する防護設計について、F1竜巻及び/又はF3竜巻の対象範囲について、竜巻防護設計と相違していないか確認すること。	F1竜巻飛来物は当該高さまで届かず、外壁4-1には飛来物による貫通は生じないことから「◎」とし、その内側にある躯体である外壁4-8も貫通がなく、風荷重によっても損傷がないため「◎」としている。 F3竜巻飛来物（F3プレハブ小屋）は当該高さまで到達する可能性があり、外壁4-1厚みは貫通限界厚さ以下のため「-」とし、その内側にある外壁4-8の厚さは、外壁4-1と合わせると貫通限界厚さ以上となるため、F3プレハブ小屋による貫通はなく、風荷重によっても損傷がないため「◎」としている。	左記と同じ考え方で整理している。
9-8	H-21012 8-24 更なる裕度の確認として、F3竜巻に対する防護ラインをどのように設定し確認しているのか説明すること。許可で説明したF3竜巻に対する損傷の程度と整合がとれていることを説明すること。	F3竜巻における第2加工棟の各階ごとの損傷状況を、核燃料物質等の取り扱いの有無、損傷の有無に対して、基本方針書の図中に4段階に色分けして示した。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
8-25	●工事の計画 P344 13行目 「また、変更に係る設備機器の試験及び検査の項目を第ハ-3表に、検査の方法を第ハ-4表に示す。」と記載しているが、第ハ-3表は既設部分の検査を、と第ハ-4表はQMSに係る検査であり、本文の説明と整合していない。	「また、変更に係る設備機器の試験及び検査の項目を第ハ-3表に、検査の方法を第ハ-4表に示す。」は、不要な記載であり、補正にて削除する。	申請書全体を確認し、適宜修正した。


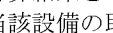


番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
9-9	H-21012 8-25 設計及び工事の計画については、認可対象となっていることに特に留意して、補正内容に対する工事の計画についても記載漏れや不整合がないことを再確認すること	P333 図ハ－a－1－3において、コンクリート充填扉のレール受け部は外壁の改造工事の一環でコンクリートを打設するため、工事流れを追記する。 また、工事フローの受入材料なども明確に記載して補正する。	図ト－a－1－1～図ト－a－1－4 個別工事フロー (P1576～P1579) 図ト－b－1－1、図ト－b－1－2 個別工事フロー (P1581、P1582) 図リ－a－1－2 個別工事フロー (P2012、P2013)
8-26	●保安品質保証計画書 (QAP) ・制度改正に係る保安規定変更認可を反映した版 (Rev. 30) をベースにしている。QAP の下位文書 (要領、手順書等) についても、制度改正に対応したものとなっているか。(確認)	制度改正に係る保安規定変更認可 (令和3年1月29日付け) の内容を反映させた QAP の下位文書 (要領、手順書等) を令和3年2月26日付けで適用開始しており、本設工認申請書に基づく工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動は制度改正に対応できるものとなっている。	—
8-27	●第1加工棟について ・P1260 の追表をつける意図について説明すること。 ・P1130 を確認すると、第1加工棟は第4次での申請はないという整理だが、P1260 の注1で「本申請で追記される部分に下線を付す」と記載している。事業者として、今回の申請で第1加工棟を申請しているという整理なのか否か説明すること。 ・第3次からの変更箇所は、下線を引いたところだけという整理でよいか。(確認)	本申請書の添付書類2には、既認可 (第1次申請～第3次申請) における次回以降申請で確認する範囲表 (次回表) に記載した仕様の適合状況を把握し、既認可の内容と本申請 (第4次申請) 及び第5次申請の内容との間に不整合が生じていないことを管理するための表 (刈取表) を添付している。この刈取表には、さらに参考資料として、適合状況を確認した結果を仕様表に反映した場合の状態を示すために、追表を添付している。 上記の意図のもと、刈取表及び追表を添付している既認可の第1加工棟について、本申請では、第1加工棟 (建物の付属設備を含む) と位置、構造、強度、機能、性能を取り合う施設はないことから、第1加工棟の追表は本申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理している。 既認可から本申請の段階で追記される部分には追表において下線を引いている。第1加工棟の追表については、既認可での仕様表を追表とすることに伴う表名称の適正化のみ下線を引いており、取り合いの設計に係る部分はない。 第1加工棟以外の既認可の施設についても同様に刈取表及び追表を漏れなく添付しているが、当該施設の次回表には当該施設側で設計を担う仕様はなく、本申請で認可を受けようとする第2加工棟 (建物の付属設備を含む) 側の設計とする仕様に係るものだけであり、当該施設の設計に影響を及ぼすものではない。 以上のことから、追表の内容が本申請の段階では認可を受けようとする範囲ではなく添付書類として示す必要はないため、補正にて本申請書の添付書類2から追表を削除することとする。 ただし、既認可の次回表に記載した仕様の適合状況の管理は、各申請の段階において示す必要があると考えるため、刈取表は添付書類2に残すこととする。 上記の補正を行う際には、記載する内容が本申請の範囲であるか否か不明確な表現により誤解を招く箇所を併せて見直すこととする。また、刈取表及び追表の記載に対しては、既認可の内容との間に不整合が生じないようにするために、記載の適正化は加えないこととする。	(追表) 追第4次 表ハ－2－1 第2加工棟仕様 (P231～P255) 追第3次 表ヘ－2－1 第1加工棟仕様 (P746～P758) ほか (刈取表) 添2参考資料1 先行申請において次回表に記載していた技術基準に基づく仕様について (P2669、P2670) 添2表参1－1 次回表に記載していた技術基準に基づく仕様に係る本申請での管理状況 (P2671、P2672) 添2表参1－1－1～添2表参1－70－1 (P2673～P2780) 添2表参1－2 本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応 (P2781、P2782)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
9-10	<p>H-21012 8-27</p> <p>第1加工棟の追表を削除することについては拝承だが、第3次、第5次設工認との整合を社内で確認すること。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次、第4次では{8012-3}としていた消火設備屋外消火栓の管理番号が第5次では{8012-2}となっている。 ・第5次では{8063}緊急設備 大型外扉等が追加されているが、下線の記載がない。 ・第3次の面談（2020年9月15日実施）の資料を確認すると、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））を次回以降においても一部安全機能を確認するとしていたはずだが、下線が引かれていない。 <p>等の整合不一致がみられるので、確認すること。</p>	<p>第3次申請で既認可の第1加工棟の設計について、第1加工棟の仕様のうち、次回表に記載している仕様については第5次申請でその適合性を確認する予定としており、第3次申請と第5次申請の間に位置する本申請（第4次申請）の段階では、当該仕様は認可を受けようとするものではない。このことから、第1加工棟の追表は、第4次申請からは削除する。ここで、次回表に記載している仕様が分割申請の中でどのように取り扱われているかという管理状況を段階的に示しておくために、刈取表の形で第4次申請に付けておくこととする。第5次申請では、当該仕様は認可を受けようとするものであるため、第1加工棟の追表を本文に記載して、当該仕様の適合性を確認する。</p> <p>このように、分割申請においては、「仕様表一次回表刈取表追表」という一連の仕組みで仕様を管理し、設計に不整合が生じないようにする。</p> <p>第1加工棟だけではなく他の施設の仕様表についても、分割申請の中で設計に整合が取れていることを社内で再確認し、不一致がみられる箇所は補正申請により適正化する。</p>	<p>追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟仕様 (P231~)</p> <p>追第3次 表ヘ-2-1 第1加工棟仕様 (P746~)</p> <p>追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 (P1171)</p>
8-28	<p>P953 添2表1-1 青色で着色した部分について、凡例に記載し説明すること。</p> <p>新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示しているのであれば、次の条文についても変更となっているので、申請漏れがないか再確認すること。</p> <p>第6条第1項（耐震割り増し係数の変更）第11条第3項（火災区域等）</p> <p>設工認申請書の対象となる加工施設及び仕様表に記載する安全機能については、「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（令和2年9月30日 原子力規制委員会 資料3）」を参考にすること。</p>	<p>添2表1-1について、新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を太枠線で囲み、青で着色する整理としているが、青色で着色した部分の説明を、補正にて凡例に記載する。</p> <p>第6条第1項、第11条第3項について、技術基準規則に変更又は追加があった条項であるため、太枠線囲み青色に補正にて変更する。</p> <p>他の条項については確認を行った結果、変更または追加のあった条項がないことを確認した。</p>	<p>添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）(P2393~P2397)</p> <p>添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）(P2398~P2426)</p> <p>添2別表1 設計番号に対する設計仕様 (P2427~P2429)</p>
8-29	<p>P953 添2表1-1</p> <p>本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）：表の凡例の最下行で、太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更または追加があった条項と説明しているが、第6条第1項の設計番号6.1-B1、6.1-F1が太枠となっていない。耐震設計のインプットとなる地震力の割り増し係数が新規制基準で変更になっているので表を修正すること。既設の設備の耐震設計について認可対象として申請漏れがないようにすること。</p>	<p>第2加工棟の適合性確認結果について、第6条第1項は地震力の割り増し係数が新規制基準で変更となっているため、補正にて表を変更する。</p> <p>加えて、他の建物・構築物、設備・機器の同条項についても修正する。</p>	<p>添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）(P2393~P2397)</p> <p>添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）(P2398~P2426)</p> <p>添2別表1 設計番号に対する設計仕様 (P2427~P2429)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
8-30	<p>P953 添2表1-1</p> <p>本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）：火災による損傷の防止の設計番号 11.3-B1、11.3-B2、11.3-B3、F3についても、火災区域の設計が追加となっているので、工事の有無にかかわらず設工認申請の対象となることがわかるように表を修正すること。</p>	<p>第2加工棟の適合性確認結果について、第11条第3項は新規基準で変更となっているため、補正にて表を変更する。</p> <p>加えて、他の建物・構築物、設備・機器の同条項についても修正する。</p>	<p>添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（P2393～P2397）</p> <p>添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（P2398～P2426）</p> <p>添2別表1 設計番号に対する設計仕様（P2427～P2429）</p>
8-31	<p>新規基準で設計のインプットが変更となっているものについては、設工認の対象として、仕様表、図面、基本方針書等に記載漏れがないか再確認すること。また、前半最後の申請で申請漏れがないことを説明できるよう管理すること。令和2年9月30日付け原子力規制委員会の資料3を参考に、設工認の申請には反映すること。</p>	<p>第2加工棟の工事を行う部位については、これまでの補正申請にて位置、構造・強度、機能・性能を明確化している。（第1回補正）</p> <p>工事を行わない既設の部位のうち、設計のインプットが変更となった部位について、位置、構造・強度、機能・性能の仕様表、図面への記載が不足していたものがあつた。</p> <p>具体的には溢水による損傷の防止に係る設計仕様として、改造を伴わない地下貯槽ピットや建具（扉等）の設計仕様について、地下貯槽ピットの容量、連通管の位置、直径、堰として考慮している既設の床面の段差等の位置、構造・強度、機能・性能及び制限値に係る仕様の記載が不十分であるため、次回補正にて追記する。</p> <p>溢水による損傷の防止に関するもの以外の以下に示す項目について、変更となった設計のインプットに対する既設部位の設計仕様が仕様表（別表含む）、図面、基本方針書（必要な場合）に漏れなく記載していることを確認した。</p> <p>既設でインプットの変更（□囲み）があつたが、工事を伴わないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地盤（基礎：地震力の強化） ②地震（強度部材で補強しない部分：地震力の強化） ③竜巻（竜巻防護境界の竜巻対策工事しない部分：竜巻ガイド（新規）） ④落雷（避雷針：新規） ⑤火山活動・積雪（屋根：新規） ⑥不法侵入（建物外壁、外周部の鉄扉：新規） ⑦火災（火災対策工事をしない部分：火災ガイド（新規）） ⑧通信連絡設備（固定電話機：新規） 	<p>本申請においても、第4次申請と同様に既設部位の設計仕様が漏れなく記載していることを確認している。</p>
9-11	<p>H-21012 8-28～31</p> <p>技術基準の条文に変更がない事項であっても、新たに設工認対象となった施設（既設であっても設工認手続きが行われていない施設）、加工事業変更許可申請書に記載した安全機能（火災発生時に使用する発信機など）についても、設工認対象の安全機能としているか</p>	<p>設工認申請の対象は、加工事業変更許可申請書に安全機能として記載された設備・機器、位置・構造・設備に記載された設備・機器として、設工認申請書の設備・機器の一覧に記載している。</p> <p>この中で、既設であつて工事が無い設備・機器の記載が不十分であつたり、また本体の一部となっている発信機のように漏れていた場合がある。</p>	<p>（発信機）</p> <p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様（P1061）</p> <p>表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様（P1157）</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
	再確認すること。補正申請時に確認範囲、確認方法・体制（誰が何をどのように確認したのか）、確認結果を説明すること。	<p>記載が不十分であったことへの対応として、設工認申請書を再確認して必要な情報（工事がある設備・機器同様）を追加し、また記載漏れの対応として、加工事業変更許可申請書を再確認し、申請漏れがないことを確認した。</p> <p>上記の対応については、申請書を作成する各チームの担当者が、洗い出し、申請書の記載を作成／修正した。</p> <p>また、各チームの申請書を作成した担当者以外の者（当該チーム内）、さらに、他のチームによる技術レビューにより水平展開の要否の検討が適切かどうか、申請書の記載が水平展開の結果を記載できているか、申請に漏れ抜けがないかを確認している。</p> <p>その上で、QMSの手順に沿って、レビュー、審査を行う。</p>	<p>表リ一他一 1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様 (P1813)</p> <p>添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2538、P2539)</p>
8-32	新規制基準で設計のインプットに変更がなく、工事も行わない設計については、仕様表に既認可の設計内容を記載し、添付書類において当該安全機能に係る技術基準への適合説明に代えて、既認可の申請書にトレース可能な認可番号を記載すること。	<p>第2加工棟の仕様のうち、核燃料物質の臨界防止、閉じ込めの機能、核燃料物質等による汚染の防止、換気設備の条項に係るものが新規制基準で設計のインプットに変更がなく工事も行わない設計である。第2加工棟の仕様表に既認可の設計内容を記載し、添付書類2において技術基準への適合性を説明している。本申請書には、既認可の申請書では記載が十分でなかった箇所を含めて認可を受けようとする範囲の設計仕様をすべて記載し説明しているため、適合性の説明に代えて既認可の申請書にトレース可能な認可番号のみを記載することはしていない。</p> <p>第2加工棟以外の施設の仕様についても同様の考え方により整理しており、適合性の説明に代えて既認可の申請書にトレース可能な認可番号のみを記載するということはしていない。</p> <p>ただし、核燃料物質の臨界防止の条項に係る単一ユニット、複数ユニットの設計については、適合性の説明に加えて、さらに既認可の申請書にトレース可能な認可番号を併せて記載している。</p>	<p>添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (核燃料物質の臨界防止 第四条) (P2451～P2481)</p>
9-12	H-21012 8-32 ・臨界防止に係る設計については、加工事業変更許可申請書に記載した単一ユニットの核的制限値から変更していないことを確認すること。 ・単一ユニットを構成する機器を分割申請している場合には、先行申請した設備・機器の核的制限値と併せて、加工事業変更許可申請書に記載した単一ユニットの核的制限値から変更していないことを説明すること。	<p>単一ユニットの核的制限値は、加工事業変更許可申請書に記載した制限値からの変更はない。核的制限値は単一ユニットの名称により加工事業変更許可と設工認申請書の中で紐づける整理としている。</p> <p>また、第4次申請の対象となる単一ユニットに先行申請した設備・機器を含まない。次回以降申請する設備・機器を含む単一ユニットについても核的制限値は加工事業変更許可書に記載した制限値からの変更はない。</p>	<p>水平展開は不要であることを確認した。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
8-33	第2加工棟の地下ピットや建具（扉等）の設計仕様について、仕様表及び図表で、認可を受けようとする各部の主要寸法、構造・材料を明記すること。記載の程度は、地下ピットや建具に求められる安全機能に対する設計として必要なものは、漏れなく反映すること。例えば、溢水に関しては、ピット各部の寸法については、地下ピット内のタンクの容積を差し引いた部分の容積が、溢水の流入量に対して上回ることを説明するために必要な寸法を記載すること。	記載が不足していた第2加工棟の既設の地下貯槽ピットや建具（扉等）の設計仕様について、第3回補正にて、仕様表及び図表に各部の主要寸法、構造・材料を記載している。 但し、地下貯槽ピットについては、溢水の流入量に対して地下貯槽ピットの有効容積が上回ることを説明するため、貯槽の寸法も含めて必要な寸法を、次回補正にて追記する。	7-21 に同じ。
8-34	第4次設工認申請の仕様表に記載している設計について、第5次設工認で適正化をする必要があると考えているものについては、第4次申請の補正に反映したうえで認可を受けること。先行する申請で認可を受けた設計については、記載を変更しないこと。	第4次申請の第2加工棟の仕様表について、適正化する必要がある記載は第4次申請の段階で適切に補正し、第5次申請の段階では当該記載の変更がないようにする。 第4次申請の第2加工棟以外の仕様表についても同様に適正化する必要がある箇所の有無を確認し適切に補正する。	既認可の設計の記載を含んでいる追表（P231）等の記載を変えないように、申請書を補正した。
8-35	申請書本文の仕様表又は図面等に記載する設計仕様については、求められる安全機能に応じ、位置、構造・強度、機能・性能に係る仕様を具体的に記載すること。設計上の各種制限値については、その上限又は下限がわかるよう「〇〇以上」、「〇〇以下」と具体的に記載すること。	既設部位について、位置、構造・強度、機能・性能に係る仕様が不十分であったため、洗い出して、第3回補正に記載した。 但し、内部溢水に係る位置、構造・強度、機能・性能及び制限値に係る仕様の記載については、不十分であることから、次回補正にて追記する。 また、遮蔽においても、壁厚さの制限値は記載しているものの、より明確にするために「以上」の記載を補正にて追記する。 なお、建築物の躯体寸法等においては、耐震以外の安全機能を確保するために必要な寸法（堰の高さ、臨界隔離に必要な壁・床厚さ、遮蔽で考慮している壁厚さ等）が求められる場合を除いて、日本建築学会の基準類による施工又は製作の許容差を判定基準とする旨を「建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法」の表に注意書きとして示している。	オイルパンの寸法（〇〇以上）を追加。 表ハ-2 P設-7-1 プレス No.2-1 仕様（P105）、表ハ-2 P設-8-2 焙焼炉 No.2-1 破碎装置 仕様（P112）、表リ-設-4-6 燃料開発設備 プレス仕様（P1778）
8-36	液体状の核燃料物質を取り扱う設備機器からの漏えいの拡大を防止するための堰、溢水防護区画の堰については、溢水源が異なるので、それぞれについて堰の設計が技術基準に適合していることを説明すること。 （次回以降申請予定の場合、その旨を明記するとともに、次回申請で既認可と不整合が生じていないことを説明すること。以下同じ。）	液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器からの漏えいの拡大を防止する堰、溢水防護区画外への流出を防止する堰について、技術基準第十条（閉じ込めの機能）、第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）それぞれの要求事項に対する設計を書き分け、補正にて仕様表その他に必要な位置、構造・強度を補正にて記載するとともに、設計が技術基準に適合している説明を追加する。 液体状の核燃料物質を取り扱う設備・機器及びその周辺部に設置する堰については第5次申請にて適合性を確認する旨、補正にて記載する。	第10条（閉じ込めの機能） 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明（P2526～P2529） 付属書類7-2 閉じ込めの機能（液体の漏えい発生及び拡大防止）に関する基本方針書（P3059～P3069） 第12条（加工施設内における溢水による損傷の防止） 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明（P2561、P2562）

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
			付属書類9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 (P3131~P3160)
8-37	震度5弱相当の地震時に第2加工棟への給水ポンプを自動停止するインターロックについては、認可を受けようとする設計上の加速度についても記載(併記)すること。	送水ポンプ自動停止機構及び可燃性ガスの緊急遮断弁の閉止に使用する感震計は、測定した加速度を基に、気象庁震度階級表(気象庁告示第四号)に定める計算方法により計測震度を求め、同告示に定める震度階級5弱に対応する計測震度(4.5以上5未満)を検知した場合に作動する設定としている。計測震度は、加速度の大きさや方向のほか、揺れの周期や継続時間を考慮して算出されるものであり、一定の加速度として表現することは難しい。以上についての詳細は第5次設工認で説明する。	表リ-他-4 緊急設備 感震計 (P1822) 付属書類10 安全機能となるインターロックに関する基本方針書 添付説明書-3 (P3200)
9-7	H-21012 8-17、8-23 補正申請時に、水平展開をどのような体制で、どのように(誰が、何を)確認したのか、説明すること。	指摘を受けた事項の水平展開については、申請書を作成する担当者が、技術的な観点から水平展開の要否を検討し、水平展開が必要と考えたところについて、水平展開を考慮した申請書の記載を作成/修正する。また、当該部分の申請書を作成した担当者以外の者(当該チーム内)、さらに、他のチームによる技術レビューにより水平展開の要否の検討が適切かどうか、申請書の記載が水平展開の結果を記載できているかを確認している。 その上で、QMSの手順に沿って、レビュー、審査を行う。	第5次申請の1回目の補正申請の作成に当たって、左記と同様に確認を行った。
10-1	○モニタリングポストNo.1、No.2 (P660)、放射線監視盤 (P662) 耐震評価結果 (P1278)にはアンカーボルトの検定比(極めて小)が示されているが、機器の取付ボルトは本計算結果に包絡されるのか。機器の取付ボルトを架台のアンカーボルトで代表する場合は、その考え方を整理して説明すること。	アンカーボルトの検定比は機器の取付ボルトの計算結果を包絡するものとして記載しているものではない。設工認申請書P1278に示す「表8 耐震計算結果(4/4)」では、取付ボルトを含めた設備の部材に係る計算結果を、「検定比一部材」の欄に記載し、設備を床、壁、天井、基礎等に据え付けているアンカーボルトの計算結果を「検定比-アンカーボルト」の欄に記載している。 ここで、当該設備の取付ボルトの検定比は、  (モニタリングポストNo.1、No.2)及び  (放射線監視盤)であり、設備の部材(柱、はり)の検定比、  (モニタリングポストNo.1、No.2)及び  (放射線監視盤)に包絡される。補正にて、機器本体を架台上に固定する取付ボルトの検定比を耐震計算結果に記載する。	付属書類3-1 地震による損傷の防止(設備・機器の耐震性)に関する基本方針書 (P2936)
10-2	○下記設備・機器の図面について記載を明確にすること。 ・図ニ-14-1(2) (P518) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部ストップ1の取付ボルトは1箇所のみ記載されているが、他のストップも同様か。 ・図ニ-14-2 (P520) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部局所排気接続部(第5次申請)の取り付け合い点が不明。	・図ニ-14-1(2)のガイドストップ配置図で示しているストップ1の2箇所は、どちらも同じ径・本数の取付ボルトで設置している。①ストップ1拡大図では、ペレット保管容器がストップ1に接触している状態を表現するため、接触している方のストップ1のみに着目して引出線で示している。補正にて、もう一方のストップ1についても取付ボルトの径・本数を記載する。 ・図ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部で示している設備架台との接続部の根本が取り付け合い点である。接続部は二点鎖線で描き第5次申請の範囲であることを示していたが、図面上では小さく視認しにくいものであった。このため、補正にて、大きく描き二点鎖線であることを見やすくし、第5次申請の範囲であることを明確にする。	図ハ-2 P設-2-1(3) 粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト 周回コンベア部(ストップ ガイド拡大図) (P324) 他 全体的に見直し 図ハ-2 P設-3-1(1) 粉末混合機 No.2-1 粉末投入機(1/4) (P329) 他 局所排気に接続する設備

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
10-3	○外部からの衝撃による損傷の防止に関して、屋外に設置する設備・機器（モニタリングポスト）が損傷しても、安全機能を有する施設の安全性を損なわないことについて、事業変更許可申請書及びその説明箇所を示すこと。	添付書類 2 技術基準規則への適合状況の説明に、外部衝撃に対して安全機能を有する建物が閉じ込めの機能を損なわない設計とする基本方針を示す事業許可申請書の記載を引用し、これに対応して、屋外に設置する設備・機器が損傷しても安全機能を有する施設の安全性を損なわない説明を記載している。具体的には、以下に示す頁の記載が該当する。 (竜巻) 許可記載：設工認申請書 P1048 枠（記載 No. 9-3）内上から 14～16 行目 説明 P1049 枠（記載 No. 9-3）下 (火山活動（降下火砕物）) 許可記載：設工認申請書 P1053 枠（記載 No. 9-20）内下から 6 行目 説明 P1054 枠（記載 No. 9-20）下 (森林火災、近隣工場等の火災・爆発) 許可記載：－（※） 説明 P1060 枠（記載 No. 9-41）下 (交通事故（自動車）) 許可記載：設工認申請書 P1062 枠（記載 No. 9-46）内上から 5～6 行目 説明 P1063 枠（記載 No. 9-46）下 ※森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する基本方針について、添付書類 2 に外部衝撃に対して建物が閉じ込めの機能を損なわない設計とする基本方針を直接的に示す許可の記載の引用が不足していたため、補正申請にて、該当する許可の記載を引用する。	添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 (P2500、P2502)
10-4	○外部からの衝撃による損傷の防止（交通事故（自動車））について、F3 竜巻の設計で対応できると第 2 加工棟の仕様書の注釈 (8) に記載しているが、評価としては飛来物で損傷する結果となっているので、F3 竜巻の設計で対応できるとしている考え方について説明すること。	交通事故の検討が不要である理由を注釈 (8) に記載しており、F3 竜巻での最大飛来物である路線バスに耐える、と記載しており、一方、基本方針書においては、2 階以上で損傷あり (P1287) としておりますが、この差異について以下理由を記載します。 ・交通事故の想定は、町道との位置関係、また竜巻のように吹き上がることを考慮していないことから、第 2 加工棟の西面、南面は 1 階及び 2 階、東面は 1 階のみ。 ・第 2 加工棟の西面、南面の 1 階及び 2 階、東面は 1 階は、路線バスには耐える構造。(P1290-P1291) これらの説明が不十分であることから、本文仕様書注釈、技術基準適合の記載を見直すこととする。	第 5 次では、交通事故に対して、F 3 竜巻の設計で対応する建物はない。
10-5	○外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）に関して、建物・構築物の屋根、壁及び鉄扉等の局部評価を行った結果について付属書類 4 の基本方針書に記載されているが、本評価は、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回る設計であるかについて評価した結果であるとの解釈で問題ないか。本件について申請書における説明箇所を示すこと。	P. 23 表ハ-2-1 の竜巻の欄に「第 2 加工棟の F1 竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という。）の壁、屋根は、F1 竜巻の荷重に耐える」、「F1 竜巻防護境界の扉は F1 竜巻対策扉とする。」に加えて、同表の変更内容欄の②に記載の「F1 竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉（以下「F1 竜巻対策扉という。）」と記載している。 上記の「耐える」については、付属書類 4 の基本方針書において検定比 (F1 竜巻荷重の短期許容荷重に対する比) として記載しており、検定比が 1.0 を下回る場合は、「短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回る」と同義となる。	表ト-W1 建-1 第 1 廃棄物貯蔵棟 仕様 (P1059) 表ト-W3 建-1 第 3 廃棄物貯蔵棟 仕様 (P1155) 表リ-建-1 発電機・ポンプ棟 仕様 (P1711) 表リ-建-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様 (P1723)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		上記の説明が不足しているため、補正で仕様表及び基本方針書に説明を追記する。	表リ一建一3 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 仕様 (P1727) 付属書類4 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止に関する基本方針書 (P3024)
10-6	○火災区域貫通部の説明(仕様表、技術基準規則への適合状況の説明)で、火災区域間の延焼を防止するため、貫通部の処理について説明されているが、貫通部については火災区域間だけではなく、火災区域と火災区域外の区域との貫通部もあり、それらについても処理を実施するという解釈で良いか。記載としては「火災区域外への延焼を防止するため」が適切ではないか。	第1種管理区域の境界は閉じ込めの安全機能を有しているため、第1種管理区域の火災区域については、火災区域間だけではなく、屋外との境界(外壁の貫通部)についても同様に貫通部の処理を行う。 火災区域間の延焼を防止するため、との説明を、火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するため、との説明に修正し補正する。	表ト一W1建一1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1062) 第ト一3表 建物・構築物に係る検査の方法 (P1595) 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2544)
10-7	○表ハ一2-1第2加工棟の仕様表の外部からの衝撃による損傷の防止(極低温(凍結))の記載で、消火栓配管は本申請で適合性確認する範囲の様に読み取ったが、別表ハ一2-1-10からは次回以降申請で適合性確認をするものと整理されていて、分かりにくい。色分けした仕様表でなければ分かりにくい。 また、P1052の技術基準説明への適合状況の説明において、屋外消火栓配管のうち地上露出部に断熱材を設置すると説明があるが、次回以降の申請とする整理ではないのか。	消火栓配管は消火栓を構成する一部である。消火栓(消火栓配管を含む。)は、次回以降の申請で適合性確認をすることとしている。 配管の極低温対策として、地上露出部に対する断熱材による被覆、地中埋設の2つの方法がある。今回申請の第2加工棟に係る消火栓は屋内消火栓であり、屋内消火栓には地中埋設部分はなく、極低温対策は一部屋外に設置されている配管の地上露出部に対する断熱材による被覆のみである。 P1052の記載は、第5次設工認で申請する設計を記載しており、その後述に記載のとおり、次回以降(第5次)の申請としている。 屋外消火栓配管の記載箇所を修正し、次回以降の申請であることを明確にして補正する。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。
10-8	○第2加工棟 仕様表の作成方針について(面談資料を用いた確認) ・第2加工棟の仕様表に記載する付属の設備・機器と、第2加工棟の仕様表に記載がない設計取り合いとなり別途仕様表を作成する設備・機器について、その考え方を説明してください。 ・今回申請対象としている第2加工棟及び付属の設備・機器の安全機能のうち、構造・強度に係る安全機能(地盤・耐震、耐竜巻、火災等)を漏れなく申請しているか。 ・今回申請対象としている第2加工棟及び付属の設備・機器の安全機能のうち、機能・性能に係る安全機能の一部を次回以降申請するものについて、分割範囲を明確にしているか。	第2加工棟の仕様表の「建物・構築物名称又は設備・機器名称、機器名」欄に記載している設備・機器は、第2加工棟の建物に付属する設備・機器としている。第2加工棟に設置するが第2加工棟に付属ではない設備・機器(10-9の例では{8045}緊急設備 防火ダンパー)、独立した設備・機器(同{8001}非常用電源設備 No.2)、別建屋設置の設備・機器(同{8001}非常用電源設備 No.1、{8008}通信連絡設備、所外通信連絡設備)については別仕様表を作成する。 加工事業変更許可申請書に記載した設計は添付書類1に安全機能ごとに整理し、第4次申請では、位置・構造・強度に係る安全機能は次回以降申請することなく漏れ抜けがないように申請している。また、技術基準の要求事項に対する設計は技術基準の記載を逐条で確認し、添付書類2において適合性確認を説明し適合性結果を表にまとめて位置・構造・強度に係る安全機能は第4次申請で漏れ抜けがないように申請している。 分割範囲を明確にしている。 所内通信連絡設備(スピーカー、アンプ)は、第4次申請で一部機能・性能(第2加工棟内での放送確認)、次回以降の申請で残りの機能・性能(事業所内建物間における相互の放送確認)の確認をすることとしている。この所内通信連絡	全体に水平展開

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>設備（スピーカ、アンプ）の記載については判り難いところがあるように思われるので、より記載を明確にして補正する。</p> <p>所内通信連絡設備（PHS アンテナ、固定電話機）は、第4次申請で全て確認する。所内通信連絡設備（PHS アンテナ、固定電話機）の機能・性能は、所内通信連絡設備（電話交換機）に接続しており通話できる、ことで確認する。所内通信連絡設備（電話交換機）は、次回以降の申請で確認する。</p> <p>非常用電源設備に接続する設備については、非常用電源設備に接続しており停電時に稼働できる、ことで機能・性能を確認する。非常用電源設備は、次回以降の申請で確認する。</p>	
10-9	<p>○第2加工棟 仕様表について</p> <p>・P19 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様「建物・構築物名称又は設備・機器名称、機器名」欄第2加工棟及び付属の設備・機器と設計取り合いとなる設備・機器を記載しているものと記載していないものがあるのはなぜか。（{8045}緊急設備 防火ダンパー、{8001}非常用電源設備 No. 1、No. 2、{8008}通信連絡設備、所外通信連絡設備など）</p> <p>・P28 火災による損傷防止：今回申請対象とした「発信機」について、設備・機器（管理番号を含む）どのように整理したのか説明すること。</p>	<p>第2加工棟の建物に付属する設備・機器について、この欄に記載している。第2加工棟に設置するが第2加工棟に付属ではない設備・機器（コメントの例では{8045}緊急設備 防火ダンパー）、独立した設備・機器（同{8001}非常用電源設備 No. 2）、別建屋設置の設備・機器（同{8001}非常用電源設備 No. 1、{8008}通信連絡設備、所外通信連絡設備）については記載していない。</p> <p><発信機></p> <p>発信機は、消防法令では自動火災報知設備の中で規定されており、熱感知器、煙感知器と横並びの機器になる。このことから発信機は、第2加工棟の{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の一部として含めている。一部としていること及び消防法令に基づいて設置することを、仕様表の火災等による損傷の防止の項の[11.1-F2]に記載している。</p> <p>発信機からの信号は、熱感知器、煙感知機からの信号と同じく自動火災報知設備（受信機）で受信する。このことを、図では系統図に、人が発信機のスイッチを押して受信機が発報するという具体的な説明は技術基準規則への適合状況の説明に、記載している。</p>	<p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1056)</p> <p>表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様 (P1153)</p> <p>表リ-建-1 発電機・ポンプ棟仕様 (P1709)</p> <p>表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等仕様 (P1803~P1813)</p> <p>(発信機)</p> <p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1061)</p> <p>表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様 (P1157)</p> <p>表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等仕様 (P1813)</p> <p>添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2538、P2539)</p>
10-10	<p>○第2加工棟 火災区域の設計について</p> <p>★P163 図ハ-2-1-1-37 第2加工棟 工事概要図 火災による損傷の防止(1階)：</p> <p>今回の補正で、1階階段脇の壁(内壁1-50)を火災区画から火災区画外の壁に設計変更しているが、第1種管理区域境界となる壁については、火災の発生を想定しても閉じ込めの機能を維持できるよう、火災区画として設計すること。2階から4階の階段脇の壁、及び第</p>	<p>当該壁の設計に変更はなく、第1種管理区域境界となる壁については、火災の発生を想定しても閉じ込めの機能を維持できるよう、火災区画として設計している。境界線の表現が適切となるように補正で修正する。また、同様に、2階から4階の階段脇の壁、及び第1種管理区域の境界となる2層式階段の床及び天井についても再確認し、図及び部位一覧表にて当該箇所を明確にする。</p>	<p>第5次設工認においては複雑な堅穴区画はないが、左記と同様の観点で確認を行っている。</p> <p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1062)</p> <p>図ト-W1建-20 (P1377~P1380)</p> <p>添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (P2432~P2440)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
	1種管理区域の境界となる2層式階段の床及び天井についても再確認すること。		付属書類8-1 火災等による損傷の防止(火災影響評価)に関する基本方針書(P3073) 図ト-W1建-21 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(P1381、P1382) 図ト-W1建-6 第1廃棄物貯蔵棟(P1348)
11-14	【更間】 ・10-10 P165 図ハ-2-1-1-39 他 今回明示した「火災区画境界(改造箇所)」の緑色は、「火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)」と同じ色のため、別の色で識別すること。	火災区画境界は濃く細い緑の線で示し、ダクトの火災区域の壁貫通部は淡い緑の長方形で示し識別している。 次回以降の設工認では、色調にも配慮して図を作成する。	—
10-11	○第2加工棟 火災区域の設計について ★P327 「図ハ-2-1-5-8 第2加工棟火災区域及び火災区画」、P991 「添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能」の表など、各部位に求められる安全機能を示した図表間に不整合が生じているので、全ての部位に求められる全ての安全機能について、不整合がないか再確認し、確認結果を説明すること。設計変更している部位については、関連箇所の変更も必要となるため、特に注意して再確認すること。	10-10と同じ。	10-10と同じ。
10-12	○工事の計画について P345 工事中の加工施設の継続使用の理由：第2加工棟の付属設備(通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備)の継続使用について、設計基準事故が発生した場合を想定して説明しているが、これらの設備は、設計基準事故以外の事象発生時にも使用するものであることから、その理由を修正すること。	第2加工棟の付属設備は、設計基準事故の発生の有無にかかわらず通常時に加工施設の維持管理のために使用するものであることから、設計基準事故が発生した場合のみに限定した記載を補正にて修正する。	5. 工事の方法(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由(P1586) 5. 工事の方法(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由(P2032)
10-13	○【確認】P101 図ハ-I-9：地下貯槽ピットのSP-2はなにか、求められる安全機能、構造・強度をどう示しているのか。	SP-2は、地下貯槽ピットの底面を増し打ちした部分が該当し、図ハ-2-1-3-51においてFS3よりも少し底上げしているコンクリート部分であるが、分かりにくいいため、補正にて当該部位を明記する。 また、添2表1-3-1において、「基礎ばり上面」と記載しているが、「基礎スラブ上面」が正しいため合わせて補正する。	当該建物に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
10-14	○【確認】P107 図ハ-II-1：第2加工棟1階の位置、構造図でどこを変更したのか。	壁番号の範囲を示す線を、凡例では青線としているが、図面では黒線となっていたため適正化。	確認の結果、水平展開を行う内容は無い。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-7	【更問】 ・10-14 回答の意味が理解できません。補正で何を変更したのか具体的に説明してください。	壁範囲を示した線の色変更のみであり、記載内容に変更は加えていない。 図ハ－Ⅱ－1において壁の範囲を示している線について、凡例では「－（青線）壁範囲」と記載しているが、黒線で表示していたため、凡例どおり青色表示に修正した。（5回目補正で修正済み）	個別確認事項のであり、水平展開はないことを確認した。
10-15	○【確認】P137 図ハ－2－1－1－1 1 第2加工棟工事概要図（1階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷防止：1階平面図中の「扉改造 1-11【風圧】」、「南側防護壁【飛来】」、「北側防護壁【飛来】」「扉 1-1 袖壁」について、当該部位に他の安全機能を求められる場合、各機能図への記載の考え方を説明してください。	一の事象のために対策を実施したものが、二次的に他の事象に対する安全機能にも該当する場合は、二次的な事象の図面にも記載して、「○○対策と共通」と記載することになっている。 南側防護壁は竜巻飛来物に対する障壁として設置し、図ハ－2－1－1－1 1 で竜巻対策として記載しているが、外部爆発から第2加工棟を防護する安全機能も二次的に確保できるため、図ハ－2－1－1－1 8の外部爆発の図面においても橙色の着色を行い、「竜巻対策と共通」と記載すべきであるが記載が漏れているため、補正で適切に修正する。 なお、袖壁及び北側防護壁については、竜巻飛来物に対する障壁以外の安全機能は期待していない。	図ト－W 1 建－2 0 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止（P1377、P1379） 図ト－W 1 建－2 3 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（P1389、P1392） 図ト－W 3 建－1 4 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止（P1533～P1536） 図ト－W 3 建－1 5 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（P1538～P1541） 図リー建－1－1 3 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（P1868、P1869）
11-8	【更問】 ・10-15 赤色が防護対策の主目的、橙色が2次的な防護対策となる部位と理解してよいか。この場合、主目的となる図面に、赤線で漏れなく記載があるはずであるが、P146, 147の図も橙色となっているのはなぜか。	各防護対策は表ハ－2－1「第2加工棟仕様」の変更内容欄に記載のとおり、南側防護壁は扉 1-11 を竜巻飛来物から防護すること、大型搬入口扉防護増し打ち壁は外部爆発から大型搬入口扉を防護することが主目的である。 ただし、二次的な安全機能として、南側防護壁は爆風圧に対しても安全機能があり、大型搬入口扉防護増し打ち壁は竜巻飛来物に対する安全機能もあることから、図ハ－2－1－1－1 1においては、大型搬入口扉防護増し打ち壁を図ハ－2－1－1－1 8からそのまま複写し、図ハ－2－1－1－1 8では南側防護壁を図ハ－2－1－1－1 1から複写している。 その際、当該主目的側の図面での表示色もそのまま複写しており、その旨を凡例にも「共通部」として記載している。	10-15に同じ。
10-16	○【確認】P145 図ハ－2－1－1－1 9 第2加工棟 工事概要図：どこの設計を変更したのか。	設計の変更はなく、誤った図が記載されていたため、適正化を行った。	全体に水平展開を行った。
10-17	第2加工棟の放射線管理施設について、放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室の設置に係る説明が申請書のどこで示されているか。説明すること。	第2加工棟には、第1種管理区域を設けるため、その出入口付近に汚染検査及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。この旨の説明が不足していたため、補正申請にて第2加工棟の仕様表に追記するとともに、当該エリアに設置する出入管理、除染に係る放射線管理施設の設備・機器本体については、第5次申請にて適合性を確認する旨の記載を添付書類2 技術基準規則への適合状況の説明に追記する。	表ト－W 1 建－1 第1廃棄物棟 仕様（P1065） 図ト－W 1 建－6 第1廃棄物貯蔵棟（P1348） 技術基準規則への適合状況の説明（P2628）

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
10-18	(耐震)P1278 モニタリングポスト No. 1、No. 2 本体、放射線監視盤本体の設計震度のベースとなる固有振動数は構造的にみて他設備と比べて高い。算定モデル、評価条件について説明のこと。	モニタリングポスト No. 1、No. 2 本体の評価は、申請書 P1271 の「(6) 積載物の高さによるモーメントの考慮」に記載した方法で行っている。設備の主架橋として、図チー 2-1 (2) (P660) に示す架台をモデル化し、架台上に固定された機器を、重心高さを考慮した仮想剛体としてモデル化し評価を行っている。放射線監視盤本体 (図チー 3-1 (P662)) についても同様である。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
10-19	(その他許可) P606 第5廃棄物貯蔵棟廃棄物保管区域仕様表のその他の許可で 99-F5 にドラム缶の F3 竜巻対応 (適合性説明書 P1137) に関する記載がない。また、P1359 参考資料 1 に空力パラメータが ●● 以上となる場合は床への固定対策を講じるとして図が示されているが、床面固定治具の仕様、強度、必要本数等はどこに示されているのか。説明のこと。	F3 竜巻対策はソフト対応のため記載しておらず、適合性説明において保安規定に定めることと記載しているが、地震対策と同様に本文仕様書のその他の許可で求める仕様に、竜巻対策の記載を補正にて追加する。 ただし、P1359 参考資料 1 は、許可申請書において放射性廃棄物保管に対する全般の説明のため、床への固定対策も含めていくつか対策を記載しているが、本申請の第5廃棄物貯蔵棟においては、ドラム缶を用いた固縛による飛散対策のみであり、床固定の対策は行わないため、固縛に関する記載のみ追記する。 また技術基準規則への適合状況の説明においても、参考資料 1 を引用した床固定の記載があることから、補正において記載を削除する。さらに、第5廃棄物貯蔵棟において金属容器での保管廃棄は行わないことから、合わせて記載を削除する。(仕様書には記載はない) なお、加工事業許可申請書での被ばく評価においては、第5廃棄物貯蔵棟のドラム缶は全量放出としているため、竜巻対策は考慮していない。	第5廃棄物貯蔵棟同様に第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟において、竜巻対策として考慮していない。
10-20	(外部衝撃 竜巻) P1282、P1286 防護柵の飛来物評価に衝撃解析コード ●● を用いて評価しているが、解析コードの適用実績、検証データ、適用バージョン等を示すこと。	P1288 補正にて適切に解析コードのバージョンまで記載する。 当該解析コードの検証については、簡易モデルによる理論解との比較を行い、解析コードの妥当性検証を実施している。また、P1305 にも同様の記載漏れがあるため補正にて適正化を行う。	使用する解析コードと妥当性の検証について、付属書類 2 安全機能を有する施設 (建物・構築物) の地盤及び地震による損傷の防止に関する基本方針書に記載。
10-21	(試験、検査の項目及び検査の方法) P362 避雷針の作動検査に JIS A4201-1992 の記載があるが、JIS A4201-2003 が最新であり、JIS A4201-2003 とするのが適切ではないか。また作動検査としているが、接地抵抗の測定であり、性能検査とするのが適切ではないか。	技術基準規則への適合状況の説明 P1052 に示すように、第2加工棟の避雷針は、JIS A4201-1981 に適合するよう設置している。補足資料に示す平成 17 年 7 月 4 日国土交通省告示第 650 号から、避雷設備は JIS A4201-2003 に適合することが求められるが、JIS A4201-1992 に適合する設備は JIS A4201-2003 に適合するものとみなされることが附則されている。JIS A4201-1981 から JIS A4201-1992 の改正は、内容的な変更を伴うものではなく、国際単位系の単位 (SI 単位) への移行その他の形式的な改正が行われたものである (補足資料の 2 頁目にそれが記された公的文書の例を示す)。このことから、JIS A4201-1992 への適合確認をすることとしている。 JIS A4201-1992 には、接地抵抗が規定されている。既設避雷針の適合確認として、据付検査 (第一号検査) としての接地抵抗を確認することとする。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
10-22	(試験、検査の項目及び検査の方法) P672 モニタリングポストに係る検査項目について、性能検査として警報の作動検査を挙げているが、このほか、仕様表に記載した測定範囲内で、正常に計測できることを確認する検査項目も必要ではないか。	モニタリングポストにガンマ線を照射したときの基準線量に対する指示値の指示誤差が許容範囲内であることを確認する検査を追加する。	図チー 1 表 設備・機器に係る検査の項目 (P1688) 図チー 2 表 設備・機器に係る検査の方法 (P1691)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-1	<p>○5回補正対応整理表更問番号 10-19（その他許可） 第5廃棄物貯蔵棟のドラム缶のF3 竜巻対応について床固定は行わないとする修正を行っているが、この場合、空力パラメータが規定値以下であることが条件となる。受け入れるドラム缶重量等に制限（下限値）があるはずで説明のこと、又、必要な要件について記載を検討のこと。</p>	<p>固縛による連結形状（段数、水平方向の行列数）によって、空力パラメータの規定値（0.0032）以下となるドラム缶に収納する廃棄物重量制限（下限値）は異なる。 第5廃棄物貯蔵棟の場合、建物形状からパレット1個からパレット2段×3行×6列の範囲となるが、重量制限（平均）は連結形状によって181 kg～37 kgとなる。 固縛方法は基本方針書に記載しており、連結による空力パラメータを満たした管理は、添付2 技術基準規則への適合状況の説明（P1143）に記載のとおり、保安規定に基づきソフト管理によって行うこととしている。</p>	<p>第5次申請でも左記と同様に竜巻対策の固縛はソフト管理とする（P2667）。</p>
11-2	<p>○添付書類1 許可との対応説明書 p799 からの添1表1で第7条地震（No7-11）設備機器の波及的影響に関する各設備機器への記載方針について説明のこと。 本表では第1類の機器全てに記載しているが、本来は本申請で波及的影響を考慮すべき機器が7-11の対象となるはず。又、上位側の設備・機器を意図するのであれば、第2類の機器（第3類に対して）も含まれる。</p>	<p>設備機器の「波及的影響（7-11）」については、波及的影響を受ける上位側の設備・機器に記載する整理とし、第1類の設備機器全てに対して記載している。本申請では、付属書類3の③波及的影響（P1268）に示すとおり、耐震重要度分類第3類の設備で第1類、第2類の設備・機器に対し波及的影響を考慮するものはないため、第2類の設備・機器には「波及的影響（7-11）」を記載していない。 しかし、波及的影響を及ぼす下位側の設備・機器に「波及的影響（7-11）」を記載する整理の方がより適切であるため、補正にて記載を適正化する。 具体的には、第1類の設備からは「波及的影響（7-11）」の記載を削除し、第2類及び第3類の設備機器全てに対して記載する。</p>	<p>添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ（P2142～P2227）</p>
11-3	<p>○添付書類2 技術基準への適合 p967 ペレット編成挿入機波板移載部 6.1-F1 が◎になっているがロボットの交換があるので工事を伴う●ではないか。</p>	<p>ロボットの交換は老朽化対策を目的としており、耐震補強を目的とした工事ではないため、ペレット編成挿入機 波板移載部の設計番号 6.1-F1 は◎としている。 しかし、耐震補強を目的とするか否かによらず、結果として耐震への影響が生じているため、補正にて記載を◎→●に見直す。</p>	<p>添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（設備・機器）（P2398～P2426）</p>
11-4	<p>○仕様表（別表）全般 アンカーボルトの使用材料について [] に※印で [] 以上の強度を有する材料との注記があるが、どのような意図で記載しているのか。又、注記のない材料については、全て [] の材料規格に準拠しているということか。</p>	<p>アンカーボルトの設計における許容限界荷重は、引張方向については、鋼材としてのボルトの強度により求まる許容引張荷重とコンクリートに対する許容引抜荷重の低い方を適用し、せん断方向については、鋼材としてのボルトの強度により求まる許容せん断荷重とコンクリートに対する許容せん断荷重の低い方を適用する。本申請では、あと施工金属拡張アンカーボルト及びあと施工接着系アンカーボルトの2種類のアンカーボルトを使用しており、許容限界荷重には、アンカーボルトの種類及び径に応じて建築設備耐震設計・施工指針2014年版（P114表3.3(vi), P115表3.3(vii)）の値を適用する。また、鋼材としてのボルトの強度には鋼構造設計規準2005年版に基づく値を適用し、F値として [] の厚さ [] 以下の値 [] を用いる。ここで、引張方向の許容限界荷重は鋼材の強度ではなくコンクリートの許容引抜荷重が支配的で、せん断方向については逆に鋼材の強度が支配的であり、引張方向、せん断方向のいずれについても、 [] 以上の強度を有する材料をアンカーボルトに用いることで設計に用いる許容限界荷重を満足することができる。このため、仕様表の注記において [] 以上の強度を有する材料と記載している。本申請対象</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
12-13	<p>・ 11-4</p> <p>「\square以上の強度を有する材料」と注記したのは、既存設備のアンカーボルトでは材料同定が困難なケースがあることを踏まえて検査を考慮したものだと思うが、使用材料として\squareを基準とした理由は何か。</p> <p>また、このアンカーボルトに対する考え方は、ロボット等を設備に固定する際に使用する取付ボルトについても同様か。</p>	<p>設備の設計事例について補足資料に示す。なお、注記のない材料については、全て\squareの材料規格に準拠している。</p> <p>\squareは一般構造用圧延鋼材（JIS G 3101）の中で最も一般的な鋼材であるため、\squareの材料強度に基づいて設計を行っている。\square以上の強度の材料であればこの設計を担保できるため、\square以上の強度を有する材料と注記をしている。</p> <p>取付ボルトについても同様の考え方を適用している。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>
13-4	<p>・ 12-13</p> <p>用いた基準強度が妥当であることを告示 2464 号等を基に説明すること。ステンレスについても同様。</p>	<p>申請書 1273 頁に記載のとおり、部材の許容限界は、建築基準法施行令第 90 条、建設省告示第 2464 号「鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件」で定まる値を用いる。鋼材の場合、基準強度として当該告示で規定された\squareの厚さ\squareのものを採用し、鋼材以外の材料の場合、及び、鋼材であっても\squareと異なる基準強度を用いる場合は個別に定める。</p> <p>\squareの基準強度は、当該告示の第 1 項第 1 号の表において、鋼材の厚さが\squareのものについて\squareと規定されている。\squareに対する規格である JIS G3010 では、鋼材の厚さが\squareのものについて降伏点又は耐力が\squareと規定されており、基準強度はこの規定に基づいている。設計ではこの基準強度に基づき許容限界を設定している。</p> <p>ステンレス鋼ボルトについては JIS B1054-1 に規定されている。\square製のボルトについて冷間加工の程度に応じて A2-50(軟質)、A2-70(冷間加工)、A2-80(高強度)の強度区分があり、最も強度の低い A2-50 の耐力は\squareと規定されている。ここで、\squareはボルトだけでなく構造材としても用いているが、構造材については JIS G4304 で規定されており、\square鋼板に対する耐力は\squareと規定されている。\square製のボルトの設計では、保守的に\square鋼板の耐力\squareを基準強度とし、その基準強度に基づいて許容限界を設定している。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>
11-5	<p>○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ（仕様表 P397～）</p> <p>・ 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部に付属する燃料棒トレイ {3008-2} について、使用する場所は脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部及び運搬台車だけという理解でよいか</p>	<p>{3008-2}燃料棒トレイは脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部及び運搬台車を含む計 4 設備で取り扱う。各設備で取り扱う燃料棒トレイについて、仕様表のその他の性能に記載している。燃料棒トレイを使用する設備・機器とそれぞれの仕様表を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料棒トレイ置台：表ニ-4-1 (P394) ・ 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部：表ニ-5-1 (P397) ・ 脱ガス設備 No.1 運搬台車：表ニ-5-2 (P400) ・ 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部：表ニ-7-4 (P425) 	<p>当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-6	○脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ(仕様表 P397～) ・同じく燃料棒トレイについて、員数は20個としているが、予備を含めた数ということか。(仕様表での最大取扱量がトレイ15個だけと記載していることから確認)	{3008-2}燃料棒トレイの個数は仕様表(表ニ-5-1)に記載してあるとおり20個である。これは、予備5個を含めた員数である。	当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
11-9	【更問】 ・南側防護壁は図ハ-2-1-11(P139)は、「外部からの衝撃(竜巻)」について説明した図面であり、南側大型搬入口扉の防護増し打ち壁の竜巻による損傷防止の機能について記載すること。	添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能(2/44)の最下段に大型搬入口扉防護増し打ち壁の安全機能を記載しており、備考欄にあるように、防護増し打ち壁の壁厚さと大型搬入口扉の充填コンクリートの厚さで飛来物から建物内部を防護していることを記載している。	当該建屋に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。
11-10	【更問】 ・求められる安全機能ごとに安全機能図を作成する場合、その図面の防護対象部を、それぞれの安全機能図に1次、2次を区別せずに記載する方法もあると考えるが、どのように整理して(どのように認可を受けることを意図して)図面を作成し添付しているのか説明してください。	11-8のとおり、主目的(1次)については、仕様の変更内容に整理しており、副次的な安全機能(2次)については、各事象の工事概要図において色と凡例で示し、添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能においても、複数事象に◎を付している。	10-15と同じ。
11-11	【更問】 ・各図面に関係のない情報を記載すると、不整合や間違いが発生する。また、一貫性のない構成となっているので、申請書審査時に、どの図面をどのように確認すればよいのか位置、構造等を審査するのに多大な時間を要している。位置、構造、強度をどのように整理して申請書を作成しているのか説明してください。	以下に図面の構成を示す。 ①新規制に適合させた状態を図ハ-I-1-1～1～図ハ-I-1-1～15に示している。 ②図ハ-I-1-1～1～図ハ-I-1-1～8には壁の「位置」を示すための識別番号を付している。 ③図ハ-I-1-1～9～図ハ-I-1-1～15には床及び階段の部位の「位置」を示すための識別番号を示し、床の「厚み(寸法)」を凡例と色で明示している。 ④③で位置を示した壁の「厚み(寸法)」について、図ハ-II-1-1～図ハ-II-1-5に示している。 ⑤壁及び柱の「構造(構造種別)」を図ハ-II-1-1～図ハ-II-1-5で示している 次に加工施設技術基準の条項ごとに、表ハ-2-1 第2加工棟の仕様の変更内容で示した改造を伴う対策及び改造を伴わない既設の安全機能を有する部位の配置を明示するために、 【臨界】図ハ-2-1-1-1(1)～図ハ-2-1-1-1(12) 【地盤】図ハ-2-1-1-2(1)～図ハ-2-1-1-2(4) 【地震】図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10 (今回改造する耐震補強工事に関わる部分) 【竜巻】図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17 (今回改造する竜巻補強工事に関わる部分) 【外部火災(爆発)】図ハ-2-1-1-18～図ハ-2-1-1-23	建物関係の本文添付図にベース図となる平面図、立面図、断面図を追加し、構成を変更した。 ト、放射性廃棄物の廃棄施設 第1廃棄物貯蔵棟(P1342～P1418) 第3廃棄物貯蔵棟(P1509～P1565) リ、その他の加工施設 発電機・ポンプ棟(P1847～P1888)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>【火山・積雪】 図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28</p> <p>【遮蔽】 図ハ-2-1-1-29～図ハ-2-1-1-36 (今回改造する部位で、遮蔽計算にも考慮している部分)</p> <p>【火災】 図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-45 (2) (今回改造する部分と既設部分を含む火災対策の完成図。改造する扉等については、個別に◎の番号を付して識別している。)</p> <p>【溢水】 図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53 (2) (今回新たに規制に取り入れられた条項であり、溢水対策として、既設の部分と今回改造する部分を示した完成図。)</p> <p>【不法侵入】 図ハ-2-1-1-54～図ハ-2-1-1-61 (鉄扉については、外部扉のF1 竜巻対策扉への改造工事と共通)として整理している。</p> <p>以上の図面は、建築図面の意匠図をベースに作成している。</p> <p>図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-29については、構造図をベースに、改造を伴わない既存部分の適合確認を行うために記載している。</p> <p>図ハ-2-1-3-1～図ハ-2-1-4-23は、上記の各事象に対する改造工事の部分詳細図となっている。</p> <p>図ハ-2-1-4-24については、既設の大型搬入口扉の詳細図を記載しており、改造工事は発生しない。</p> <p>図ハ-2-1-5-1 (1)～図ハ-2-1-5-1 (17)は、遮蔽評価にて考慮した実際の建物の壁、床、天井等を明示することを目的としている。</p> <p>図ハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5は、本加工施設で想定する火災源、爆発源を示している。</p> <p>図ハ-2-1-5-6は、交通事故に対して敷地周辺の一般道路と加工施設との関係を図示している。</p> <p>図ハ-2-1-5-7 (1)～図ハ-2-1-5-7 (2)は第2加工棟の管理区域区分を示す。</p> <p>図ハ-2-1-5-8は、事業変更許可申請書の火災評価のモデルを詳細設計用に見直した図面となっており、前述の【火災】図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-45 (2)のベースとなる図面として記載している。</p>	





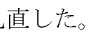
番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
12-7	<p>・ 11-11</p> <p>各安全機能を示す図面は、「建築図面の意匠図をベースに作成している。」と説明している点について、どのような図面を基にしているのか説明すること。</p>	<p>設工認申請書の各安全機能を示す図面の元となる図面は、建物の竣工当時の意匠図をベースとして、その後の内部間仕切り壁の追加・移動等、建物に変更が生じるつど、変更履歴を反映させた図面であり、設備管理部で管理している図面である。この図面は消防への届出など、他法令に基づく手続きの際にも、ベースとして用いている図面である。</p> <p>設工認申請書の各安全機能を示す図面は、上記の図面に本申請に係る改造工事の内容を反映させた図面に、説明する安全機能ごとに関連する境界等の情報を描き入れたものである。</p>	<p>図ト-W1 建-1～図ト-W1 建-5 第1廃棄物貯蔵 平面図、立面図、断面図 (P1343～P1347)</p> <p>図ト-W3 建-1～図ト-W3 建-4 第1廃棄物貯蔵 平面図、立面図、断面図 (P1509～P1512)</p> <p>図リ-建-1-1～図リ-建-1-3 発電機・ポンプ棟 平面図、立面図、断面図 (P1848～P1850)</p>
12-8	<p>・ 11-11</p> <p>新規規制基準対応工事で扉の閉止などが計画されているが、各安全機能図が意匠図の最新版（工事完了後の図面）をベースに作成されていること（不整合がないこと）を、設計の各段階（作成・確認・承認）でどのように管理しているのか説明すること。</p>	<p>12-7に記載の図面を元に、新規規制基準に適合するための改造工事を反映させた「新規制工事完了後の図面」を作成し、その図面を流用して、事象ごとの設工認図面を作成（基本的には、各事象に関連する部分への着色、詳細説明、凡例の追加など）を行っている。</p> <p>設計の各段階での管理については、図面作成者（CAD 担当者）が作成したものを、各事象の担当者が確認し、P1213 のレビューを経て申請している。</p>	<p>12-7 に同じ。</p>
12-9	<p>・ 11-11</p> <p>説明結果を踏まえ、第1種管理区域、火災区域、溢水、安全避難通路、緊急設備の配置等の図面で、第4次設工認の申請から第6回補正までの間に、事業者が確認した内容を説明すること。</p>	<p>管理区域区分について、管理区域境界、特に第1種管理区域とその他の区域の境界が、図面上に明示されていることを確認した。特に、第2加工棟の螺旋階段では、鉛直方向に第1種管理区域と第2種管理区域が複雑に入れ替わる様を表現するため、階段部の断面図を補正にて追加した。</p> <p>火災等による損傷の防止、加工施設における溢水による損傷の防止に係る機能について説明した図面では、閉じ込めの機能の観点から、第1種管理区域と他の区域の境界に基づき、火災区画、溢水防護区画の境界が明示されていることを確認した。</p> <p>なお、第2回目補正の際に、第2加工棟の2階、3階の火災区域を細分化し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する変更を行ったが、当該境についても図面上で明示されていることを確認している。</p> <p>人の不法な侵入防止については、侵入防止境界が明示されているかを確認した。結果、工事概要図中に「外周部」で防護する方針である主旨の文言を記載していたが、ダクトスペースや複雑な壁構造の部分では、どの部位が「外周部」に該当するかを明確にするため、平面図に侵入防止境界を明示した。</p> <p>本申請において改造を伴わない安全機能を有する建物の部位の位置、構造・強度、材料・寸法の記載が十分であるかの確認をした結果、記載が不足していた溢水による損傷の防止に係る安全機能を有する部位である地下貯槽ピット部分の位置、構造・強度、材料・寸法等の仕様を明示した図面を追加した。</p>	<p>(安全避難通路、緊急設備)</p> <p>図リ-他-1 (7) (P1941)、図リ-他-1 (8) (P1942)、図リ-他-2 (7) (P1949)、図リ-他-2 (8) (P1950)、図リ-他-3 (P1951)</p> <p>(発信機)</p> <p>表ト-W1 建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1061)</p> <p>表ト-W3 建-1 第3廃棄物貯蔵棟仕様 (P1157)</p> <p>表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等仕様 (P1813)</p> <p>図リ-他-1 (3) (P1937)、図リ-他-1 (4) (P1938)、図リ-他-2 (3) (P1945)、図リ-他-2 (4) (P1946)、図リ-他-1 6 (P2001)</p> <p>添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明 (P2538、P2539)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>安全避難通路について、非常口に向かって避難できるルートを図面上に明示していることを確認した。また、緊急設備（誘導灯、非常用照明）が、安全避難通路に設置されていることを図面上に明示していることを確認した。</p> <p>加工事業変更許可申請書の図面との整合を確認し、その結果、記載が不足していた火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機について、仕様、図面に追加し、明示した。</p>	
13-5	<p>・12-9 補正に当たり、添2表1-3-1～添2表1-3-3に示した第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能について、不整合が無く、技術基準に求められる安全機能に漏れがなく反映されていることを確認した結果を報告すること。</p>	<p>第7回目補正を申請するに当たって、12-9に示す観点に従って、添2表1-3-1～添2表1-3-3に示す建物の安全機能に、各図面と不整合がなく、技術基準が要求する安全機能が漏れなく記載されていることを確認した。 なお、第7回目補正申請においては、建物の安全機能に係る変更はなく、図面の変更もない。</p>	12-5と同じ
11-12	<p>【更問】 ・認可申請書中の図表作成の考え方は社内に共有し、その考え方に基づき一貫した申請書となるよう努めること。</p>	<p>拝承</p>	<p>本申請においても同様に図表作成の考え方を社内で共有し、これに基づき申請書を作成している。</p>
11-13	<p>【更問】 ・設工認申請書は、使用前事業者検査の判定基準となるものであり、事業者検査関係者が理解できる構成や記載になっているかの観点からも再確認し、必要な場合、適切に補正してください。</p>	<p>事業所内の検査関係者と共有している。再確認の結果、検査に支障をきたすことはないが、次回設工認においては、より適切な構成に見直すことを検討する。</p>	<p>本申請においても同様に申請書の記載を検査関係者と共有している。</p>
11-15	<p>【全体】 第2加工棟については図面が多く、複雑な構成となっています。どのような考え方で構成し、図示しているのか（どの図面に何を記載しているのか）次の観点から説明してください。（再確認） ○図面番号のローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）とアラビア数字（1, 2, 3）の使い分け ○建物全体に係わる事項 ・建物全体の外観（正面図、側面図）・・・縦、横、高さ ・各階（地上・地下）平面図、主要構造部の材料・寸法</p>	<p>11-11と同じ</p>	<p>11-11と同じ。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-16	<p>【建物各部の位置、構造、強度と求められる安全機能に係る設計について】</p> <p>○認可を受けようとする建物各部に求められる安全機能を漏れなく抽出し、その設計結果が図面等に記載されているか再確認し、確認結果（記載漏れや不整合が生じている部分）を具体的に説明してください。</p> <p>また、各安全機能の設計の設計責任者、承認権限者を説明にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止 ・ 耐震設計 ・ 外部衝撃による損傷防止（竜巻防護設計（F1, F3）、火山、積雪、外部火災他） ・ 閉じ込め、管理区域境界 ・ 内部火災 ・ 溢水による損傷防止 ・ 遮蔽 ・ その他、許可で求める仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止については、変更許可申請書に記載の臨界隔離壁を位置、構造を具体的に示している。 ・ 耐震設計については、解析コードに入力した強度部材を図示して、漏れがないことを確認している。一部、耐震一次、耐震二次、耐震裕度すべてに○が記載されている第1種管理区域の境界壁があるが、凡例にも記載しており、損傷の程度に応じた被ばく評価と対応させた記載としている。 ・ F1 竜巻に対して倒壊しないことについては、耐震設計と同様の強度部材（保有水平耐力の算出）を示しており、耐震設計と同様としている。 ・ 飛来物の貫通防止については、飛来物が飛来する可能性のある壁などの厚みや、扉に対する障壁（防護壁）の設置がされているかを確認している。 ・ 内部火災、閉じ込め②、内部溢水に関しては、管理区域区分における第1種管理区域内で事象を閉じ込めることを目的とし、基本的に第1種管理区域境界を火災区画境界、負圧維持境界、溢水防護区画に設定し、境界となる壁、床に求められる安全機能を整理している。 ・ 閉じ込め①（管理区域境界）については、管理区域区分において、第1種又は第2種管理区域を定めてウランを取り扱うことから、周辺監視区域と第1種又は第2種管理区域との境界を対象としている。 ・ 遮蔽については、変更許可申請書に記載した遮蔽評価において考慮した壁、床、天井等の位置、構造を具体的に示している。 ・ その他、許可で求める仕様については、事業許可変更申請書に記載した対策の内、加工施設技術基準の各条項に当てはまらない対策を抽出し、耐震裕度等については耐震設計と同様とし、梯子の設置などは個別に確認している。 <p>再確認における漏れ、不整合については 11-24 に記載する。</p> <p>設計に関しては、当該建物の所管部門が設計部門に設計を依頼し、設計図書については所管部長が承認する。所管部は許認可部門の指揮のもと、設計部門の協力を得て、設計図書を元に設工認申請書を作成する。</p> <p>作成した申請書は、社内要領に基づき、レビューを実施する。環境安全部長、核燃料取扱主任者、品質・安全管理室長、所長の文書審査を経て、社長の承認の上、申請している。</p>	<p>本申請においても、同様の観点で記載漏れや不整合がないかを、4次申請で見直した体制によりチェックしている。</p>
12-5	<p>・ 11-16</p> <p>第5回補正において申請書の記載漏れや不整合があり、第6回補正が必要となっている。今回どのような体制で再確認し、社内確認のどの段階で不整合等が確認されたのか説明すること。</p>	<p>第5回補正までは、添2表1-3-1と図面との整合性の確認を、表の列（縦）方向に安全機能（技術基準の条項）ごとに、担当者を決めて実施していたが、確認に漏れが生じており、第5回補正申請後の面談で受けた事実確認に関連して再確認した結果、火災区画境界と第1種管理区域境界に不整合があることが判明した。</p> <p>第6回補正においては、第1種管理区域の境界となっている部位が、火災区画境界、溢水防護区画境界と齟齬がないことを確認した。その際、図面上に明示された各安全機能の境界の壁、床について、添2表1-3-1に当該の安全機</p>	<p>第5次申請の1回目補正申請書の作成に当たって、左記と同様に、まずは第1種管理区域の境界を図面上に明示し、各安全機能の担当者による合同チェックを行った。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		能を有することが記載されていることを各安全機能の担当者が再確認し、さらに専門チェック、確認チームによるレビューを受ける前の段階で、各安全機能の担当者による合同チェックを追加で行った。	
12-6	<p>・11-16</p> <p>設計及び工事の計画に係る各設計部門の責任者は、申請内容が技術基準（許可の設計方針として示した建築基準法等の関係法令や設計指針を含む）への適合を、どのように確認したのか、添付書類3の表(P1213～)の設計に係るプロセスとその実績を用いて説明すること。</p>	<p>P1212「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」に記載のとおりプロセスを経ている。具体的には、まず、当該施設の設備所管部が「設備改造検討依頼書」を作成し、設計部門である設備管理部に対して要求事項を明確化する。又は設備所管部が設備管理部の場合は「設備改造仕様書」を作成し要求事項を明確化する。次に、設備管理部が技術基準への適合、その他許可の設計方針による要求事項、建築基準法等関係法令への適合の観点から設計インプットを「要求品質確認表」にまとめ、関係部門、当該設計に係る専門家及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、設備所管部長の承認を得る。設備管理部は、「要求品質確認表」に基づく設計を実施し、設計結果をまとめた「設計報告書」に対して、関係部門、当該設計に係る専門家及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、設備所管部長の承認を得る。設計報告書のレビュー、承認のプロセスを通じて、設計が技術基準、その他建築基準法、消防法等の関係法令に適合していることを確認している。</p>	<p>第5次申請の補正申請書の作成に当たって、左記と同様の確認を行った。</p>
11-17	<p>○建物各部に求められる安全機能については、それぞれ単独でなく、内部火災、閉じ込め（管理区域）、外部火災等は相互に関連しています。</p> <p>第5回補正で階段室周辺の安全設計について、火災区域の観点から詳細に記載されたが、他の安全機能について、設計部門、設計責任者、承認権限者は、品質マネジメントシステムに基づく設計管理（関連するすべての安全機能相互の設計の整合性を含む）をどのように行って申請したのか説明してください。</p>	<p>（11-16と共通）</p> <p>第1種管理区域境界の壁・床は、閉じ込めに関する安全機能を有することから、設計部門及び許認可部門において、階段、小荷物専用昇降機の昇降路及びパイプシャフトなどの堅穴区画について、平面図、断面図、簡易3D図面などを用いて、第1種管理区域の部分、第2種管理区域の部分、周辺監視区域の部分を整理し、第1種管理区域の境界の壁・床は、内部火災、内部溢水、閉じ込め②（負圧維持）の境界として整理し補正申請書に盛り込んだのち、社内要領の通りレビューを行い申請している。</p>	<p>本申請においても、同様の観点で記載漏れや不整合がないかを、4次申請で見直した体制によりチェックしている。</p>
11-18	<p>○建物各部に求められる安全機能について、記載漏れや不整合があります。</p> <p>・第2加工棟3階の内壁（内壁3-34）を例にして、記載漏れや不整合が生じている部分を特定し、面談で具体的に説明してください。</p>	<p>内壁3-34については、印刷時に壁の黒線が火災区域境界等を示す赤線の上に重なって見づらくなっているため、補正にて明確に見えるよう適正化する。なお、当該箇所（内壁3-34）に不整合は生じていない。</p> <p>他の箇所にて不整合が生じている部分については、11-24及び11-25に示す。</p>	<p>同様の不具合がないことを確認した。</p>
11-19	<p>○建物各部に求められる安全機能</p> <p>・P979～添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能：外壁及び内壁それぞれについて、第1種管理区域と第2種管理区域の境界をどのように記載しているのか説明してください。</p>	<p>閉じ込め①は許可基準規則解釈の第四条第2項第七号の①の「管理区域を設定し、第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する」を受けて、周辺監視区域と第1種又は第2種管理区域の境界を示し、管理する区域を明示している。</p> <p>閉じ込め②は加工施設技術基準第十条第1項第六号の「核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること」を受けて、第1種管理区域の境界を示している。</p>	<p>本申請においても、同様の観点で記載漏れや不整合がないかを、確認している。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-20	<p>○建物各部に求められる安全機能</p> <p>・上記を含め、申請対象とすべき安全機能について、申請漏れの有無や不整合の確認体制、確認対象、確認内容を説明してください。補正事項内容を具体的に説明してください。</p>	<p>確認体制は、各担当者が作成した申請書に対して、設計担当者及び許認可担当者の相互レビューによる専門チェック、関係者以外の一般チェックによって確認を行う。</p> <p>第5回補正（4/20付け）においては、追加した階段部分、地下ピット部分に関係する閉じ込め、内部火災、内部溢水だけでなく全ての事象に関して再確認を行っている。</p> <p>第5回補正において、階段部分の明確にした結果、従来考慮していた平面だけでなく、垂直方向を考慮し直した結果、安全機能の記載を適正化した。</p> <p>また、凡例を再確認するとともに見直した結果、耐震、外部火災についても安全機能の記載を適正化した。6回目補正で更に詳細部分を確認し記載を適正化した。</p>	<p>本申請においても、第4次申請で見直した体制でチェックしている。</p>
11-21	<p>○建物各部に求められる安全機能</p> <p>・補正で詳細図が追加された地下ピットや階段周辺については、求められる安全機能に漏れがなく、不整合がなく申請されていることを再確認し、(適宜、添付説明書 添2表 1-3-1 を引用しつつ)、確認範囲、確認方法、確認結果を面談で説明してください。</p>	<p>再確認の結果を 11-24 及び 11-25 に示す。</p> <p>確認の範囲は、補正にて追加された地下ピット及び階段周辺の構造が関係する閉じ込め、内部火災、内部溢水の事象として、確認方法は 11-17 に示した方法に加え、他の事象確認者による確認を行った。</p> <p>確認に用いている建物構造図は、多層階という特徴もあり、構造が複雑であり、人によって構造の細部の見方が異なる可能性があると判断し、今回他の事象確認者も交えて再確認を行った。6回目補正で更に詳細部分を確認し記載を適正化した。</p>	<p>本申請においても、同様の観点で記載漏れや不整合がないかを、確認している。</p>
11-22	<p>【鉄筋の材料[■]について】</p> <p>○建築基準法第37条（建築材料の品質）によると、主要構造部等に使用する建築材料の品質が、日本産業規格または日本農林規格に適合するものとされており、告示平12建告第1446号「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」において、鉄筋においては JIS G 3112(1987), または JIS G 3117(1987) に適合するものであることとされている。JIS G 3112(2020)で位置づけられた[■]を用いることについて、建築基準法の適合性を説明すること。</p>	<p>鉄筋の材料については、6回目補正において[■]として記載を適正化する。</p> <p>建築基準法上の取り扱いについては、建築基準法第三十七条に基づく平成12年5月31日建設省告示第1446号「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」においては、当該告示の適用対象として鉄筋を指定しており、鉄筋が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格は別表第一において JIS G3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」(1987) 又は JIS G3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」(1987) に適合することとされている。</p> <p>一方、当該告示で指定されている JIS G3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」は1987年以降も2004年、2010年に改正が行われているが、これらの改正に伴う告示の改正は行われていない。</p> <p>告示が改正されていない理由については、「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省国土技術政策研究所他監修、国土交通省住宅局建築指導課他編集協力）に以下の内容で記載されている。</p> <p>「建築材料への要求について、JIS あるいは JAS の規格のマークが付された材料ということではなく、指定 JIS 等の規程のうち性能や品質に関する内容（材料の特性値、製造管理方法等）への適合である。JIS 等の材料規格の内容の一部が改正された場合においても、告示で指定する規格年号の性能や品質に「適</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>合」している場合には、改正された JIS 等による材料であっても使用することは可能であり、JIS の改正前後での取り扱いに変更はないと考えてよい。」と述べられている。</p> <p>なお、建築基準法第七十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた指定確認検査機関である（一財）日本建築総合試験所に確認したところ、「建築基準法上の取り扱いに変更はなく、で設計したものについて、を使用したとしても、材料の変更には該当せず、軽微な変更の報告も必要ない。」と回答を得ている。</p>	
11-23	<p>○第5回補正申請で材料規格を変更した鉄筋材料の選定に当たり、設計管理に係る観点から、どのような体制で、どのように確認（レビュー）し、材料規格の変更を承認したのか説明してください。</p>	<p>鉄筋の材料については、6回目補正においてとして記載を適正化する。</p> <p>第5回補正における変更に関しては、2021年4月19日をもって JIS G 3112 (2010) から JIS G 3112 (2020) への改正に伴う経過措置期限が終了し、2021年4月20日からは JIS G 3112 (2020) に完全移行するため、第5回目の補正（2021年4月20日申請）においてをへと記載を見直した。</p> <p>当該の記載変更は、設工認申請に関する社内要領にのっとり実施した作成・レビューにおいて変更したものであり、同要領に示していた、仕様や説明の不足、不備、誤記や外部文書との整合性等の観点でのチェック結果が反映されたものである。</p> <p>記載は変わるが、平成12年建設省告示第二千四百六十四号で定める基準強度 F の値、及び F を用いて建築基準法施行令第九十条の第二表に基づき算出する鉄筋の許容応力度の値は同じであるため、耐震計算等の詳細設計、及び事業変更許可申請書と設工認申請書に示した設計には影響はないことを確認している。</p>	11-22 に同じ。
11-24	<p>【火災区域、火災区画】</p> <p>P168 図ハ-2-1-1-40 第2加工棟工事概要図（3階） 火災による損傷の防止 3階平面図：内壁3-34が火災区画境界として色別されていない。他の安全機能図との不整合も生じている外壁・内壁、扉、堅穴区画等の火災区域・火災区画について、関連する図面に不整合がなく、求められる安全機能が正確に記載されていることを確認すること。 ⇒確認にあたっては、P1022 添2表1-3-1 の第11条内部火災の確認に使用した図面として、図ハ-2-1-5-8 第2加工棟火災区域及び火災区画の図面を追記し、火災区域・火災区画が、他の図面と整合していることも確認すること。</p>	<p>内壁3-34の色分けについては、11-18に示したとおり。</p> <p>第2加工棟の各位部位が有する内部火災に対する安全機能の確認にあたっては、火災による損傷の防止に係る工事の概要を示した図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-45（2）に基づき、火災区画境界を明確化した上で、火災区画境界上の部位が求められる仕様を満足していること（壁厚等）を添2表1-3-1に一覧で示している。なお、コメント回答11-11に示すとおり、工事概要図は事業変更許可申請書の火災評価のモデル図である図ハ-2-1-5-8を元図としている。また、P281～に示した建具配置図 図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5には防火性能を求められる扉を特定するため、火災区域・火災区画境界を併せて示している。</p> <p>上記の図や表に示した火災による損傷の防止に係る安全機能（火災区画境界）について、階段周辺部を中心に整合性の再確認を行った結果、以下の不整合があったため、6回目補正にて修正する。</p>	<p>添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能（P2432～P2440）</p> <p>添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能（P2441～P2443）</p> <p>添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能（P2444～P2448）</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>①内壁 1-49 の扉：1-ネは堅穴区画内の火災区画境界であるが、図ハ-2-1-1-37 (P165) において、火災区画境界を示す赤線が引かれていない。また、同様に扉：1-ツについて火災区画境界であるが、図ハ-2-1-1-37 (P165) 及び図ハ-2-1-4-1 (P281) では、火災区画境界を示す赤線が引かれていない。</p> <p>②内壁 1-53 は火災区画境界であるが、図ハ-2-1-1-37 (P165) 及び図ハ-2-1-4-1 (P281) において、火災区画境界であることを示す赤線が引かれていない。また、添2表1-3-1 (P996) において、当該壁の「区画・境界などの安全機能」に「火災区画境界」であることを示しておらず、「内部火災」が「-」となっている。</p> <p>③図ハ-2-1-5-8 (332) (C) について、堅穴区画内の第1種管理区域とその他の区域の境界を火災区画境界とする基本方針を反映した図として示しているが、工事概要図に示したそのほかの火災区画境界（火災の延焼防止のために設定する堅穴区画の火災区画境界）が示されていない。</p> <p>④図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-39 及び図ハ-2-1-1-45 (2) の階段部において、第1種管理区域-第2種管理区域間の境界部に火災区画境界を示す赤線が引かれていない。（図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-3 も同様）</p> <p>⑤添2表1-3-1のS1-3の安全機能欄に「火災区画境界」を記載していない。</p> <p>⑥添2表1-3-3 第5廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 において、「屋根」、「床」が火災区画境界である旨の記載がない。また、内部火災の安全機能に関連した各部位の設計確認値の記載がない。</p>	
11-25	<p>【水平展開】 火災区域・火災区画以外の安全機能についても、関連図面に不整合がないか再確認し、確認範囲、確認方法（確認した図面等）、確認結果を説明すること。不整合が生じている場合、当該箇所を修正し、補正すること。</p>	<p>火災による損傷の防止以外の安全機能について、これと同様の基本設計方針（第1種管理区域とその他の区域を防護境界とする。）である閉じ込めの機能、溢水による損傷の防止について、補正にて追加された地下ピット及び階段周辺だけでなく、再度全体を確認した。結果、添2表1-3-1において、閉じ込めの機能に関して、主に一つの部位に複数の管理区域境界が該当する場合について、以下に示す図との不整合があったため、6回目補正にて修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図ハ-2-1-5-7 管理区域区分図に示した3階の階段部の第1種管理区域と第2種管理区域の境界の位置が実際の境界と整合していない。 ・外壁 M2-8 の一部、階段-9 東側壁は第1種管理区域-周辺監視区域境界であるため、閉じ込め①、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、いずれも「-（外壁 1-8 の壁部分と同様の安全機能）」としている。 	11-24 に同じ。



番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁 2-17 は第2種管理区域－周辺監視区域の境界であり、閉じ込め②は「－」とすべきところ、「◎」としている。 ・内壁 M2-18 は一部、第1種管理区域とその他の区域の境界を含むが、当該壁に設ける扉：2-j はこれには該当せず、第2種管理区域－周辺監視区域境界であるため、閉じ込め②を「－」とすべきところ、「◎」としている。 ・内壁 M2-37 は、一部（南側階段部）が第1種管理区域－第2種管理区域境界であるため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、「－」としている。 ・内壁 2-36 は階段部とその周辺部の境界であり、一部、第1種管理区域－第2種管理区域境界であるため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、「－」としている。 ・S1-1②の下には地下貯槽ピットがあるが、一部下にピットがない部分については、第1種管理区域－周辺監視区域境界であるため、閉じ込め①、閉じ込め②を「◎」とすべきところ、「－」としている。 ・S1-4 の安全機能に「管理区域境界」を記載していない。 ・S1-5 の一部は、第1種管理区域の床を含むため、閉じ込め②に「◎」とすべきところ、「－」となっている。 ・S 中 2-1①の一部は階下に周辺監視区域があり、第1種管理区域－周辺監視区域境界に該当するため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ「－」としている。 ・S2-2②一部は階下に周辺監視区域があり、第1種管理区域－周辺監視区域境界に該当するため、閉じ込め②を「◎」とすべきところ「－」としている。 ・階段-9 の備考欄に「汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界」を記載していない。 	
12-10	<p>・11-25 添 2 表 1-3-1 第2加工棟の各々が有する安全機能(44/44) 第11条 内部火災 関連図面として、「図ハ 2-1-5-7 第2加工棟管理区域区分」を、第6回補正で追記しているが、その理由を説明すること</p>	<p>内部溢水においては、「第2加工棟の各々が有する安全機能」は、図「第2加工棟工事概要図 火災における損傷の防止」に基づいているが、その検討のもととなるのは第1種管理区域となるため「第2加工棟 管理区域区分」も記載している。今回、その関係を明確にするために、追記した。</p>	<p>図トーW1建－20(1) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(P1377) (図中に第1種管理区域を示した。)</p>
12-11	<p>・11-25 添 2 表 1-3-1 第2加工棟の各々が有する安全機能(44/44) 第12条 溢水 関連図面として、「図ハ 2-1-5-7 第2加工棟管理区域区分」を、第6回補正で追記しているが、その理由を説明すること。</p>	<p>内部溢水においては、「第2加工棟の各々が有する安全機能」は、図「第2加工棟工事概要図 溢水による損傷の防止」に基づいているが、その検討のもととなるのは第1種管理区域となるため「第2加工棟 管理区域区分」も記載している。今回、その関係を明確にするために、追記した。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-26	<p>【第1次～第3次申請で次回以降申請するとした安全機能に係る設計の刈取りについて】P1146～添2表参 1-1-1～次回表・刈取表の運用について、説明してください(再確認) P1148 添2表参 1-1-1～第1次～第3次申請した設備・機器で、次回以降第2加工棟で適合確認するとしていた安全機能について、第4次申請で適合確認すると説明しているが、本申請書の申請対象設備として申請されていない。第1次～第3次申請の建物・構築物、設備・機器で次回以降申請予定とした安全機能を第4次申請に含める場合、申請対象施設として記載し、第1次～第3次設工認の仕様表を更新すること。第5次申請に含める場合、刈取表を見直すこと。</p>	<p>P1146～P1192の添2表参 1-1～添2表参-1-32-1に示す刈取表について、本申請では、本申請の段階での管理状況を示すものとして参考までに記載している。</p> <p>第1次申請～第3次申請の当該施設自身が本申請で認可を受けようとする範囲には該当しないと整理している理由については、P1146、P962に明記しているとおり、第1次申請及び第2次申請の次回表にある仕様が第2加工棟の仕様(建物側の仕様)のみであり当該施設自身の仕様を刈り取ることはないこと、また、第3次申請の次回表にある仕様が第2加工棟と仕様を取り合うことはないこととしている。</p> <p>したがって、当該施設自身で刈り取るべき仕様はなく、第2加工棟の建物が申請の対象となっていれば、本申請で認可を受けようとする範囲には漏れ抜けは生じていないと考えている。ただし、当該施設の次回表に仕様を示している以上はそれらをきちんと刈り取った上で当該施設の仕様表を最終形とする必要があるため、分割申請の最終段階である第5次申請において、技術基準の各条項の要求事項を確認しながら当該施設の仕様表を更新する計画としている。</p> <p>刈取表の構成について、「適合性を確認するための施設」という欄を設けて、本申請で登場する施設又は第5次申請で登場する施設のいずれかで次回表の仕様を漏れなく刈り取ることができるかどうかその全体状況が明確となるように整理している。第5次申請においてもこの刈取表を用いた管理を継続する方針であり、本申請で刈り取る仕様と第5次申請で刈り取る仕様を明確に紐付けることができると考えている。刈取表において一部「適合性を確認するための施設」の記載が不明確な箇所があるため補正にて明確にする。</p> <p>以上のことから、第1次申請から第3次申請の施設を本申請の対象にはせず申請書別紙の表には記載していない整理としている。</p>	<p>添2参考資料1 先行申請において次回表に記載していた技術基準に基づく仕様について (P2669、P2670)</p> <p>添2表参 1-1 次回表に記載していた技術基準に基づく仕様に係る本申請での管理状況 (P2671、P2672)</p> <p>添2表参 1-1-1～添2表参 1-70-1 (P2673～P2780)</p> <p>添2表参 1-2 本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応 (P2781、P2782)</p>
11-27	<p>○P19～第2加工棟仕様について</p> <p>・p22 地震による損傷防止：[6.1-B1] 一部の鉄筋の許容応力度について、設計レビューで確認した適切と認められる規格及び基準を具体的に説明してください。</p>	<p>11-22及び11-23に記載のとおり。</p>	<p>11-22と同じ。</p>
11-28	<p>○P19～第2加工棟仕様について</p> <p>・p29他『(8045)緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。』に、注記(13)の記載がない。</p>	<p>拝承。注記(13)の記載が漏れているが、他の次回以降申請する施設と同様に別表ハ-2-1-1-0 (P53)に次回以降の申請により適合性を確認する予定の項目として記載している。注記(13)を記載して補正する。</p>	<p>第5次申請は前半申請の最終であるため、前半申請の施設の適合性の説明を次回以降に送るところはない。</p>
11-29	<p>○P19～第2加工棟仕様について</p> <p>・p32 [11.3-B3]の注記(16) (P39)で説明しているダクト貫通部の防火対策は、今回の申請範囲に含まれるのか。ダクト貫通部を本申請範囲に含める場合、当該部分の構造・強度(材料・寸法)を示すこと。ダクト貫通部を次回以降申請する場合、その旨を明記すること。設計取合いとなる気体廃棄設備に含め申請する場合も、申請の取合いを明確にすること。</p>	<p>ダクト貫通部の処置は、配管貫通部の処置として本申請範囲に含む。処置方法は、表ハ-2-1 第2加工棟仕様 (P32)に示す「[11.3-B3]～配管が貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。」が該当する。配管のうちダクトの貫通部については、特定防火設備である防火ダンパーを設けるため、注記(16)にその旨、記載し、図ハ-2-1-1-1-37～図ハ-2-1-1-1-41では、ダクトの貫通部とその他の配管の貫通部を区別して示している。図との整合を取り、表ハ-2-1 第2加工棟仕様の[11.3-B3]等の貫通部の配管の記載箇所にダクトを追記して補正する。</p>	<p>表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟仕様 (P1062)</p> <p>図ト-W1建-20(1) (P1377)</p> <p>図ト-W1建-20(2) (P1378)</p> <p>第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (P1595)</p> <p>添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		防火ダンパーは気体廃棄設備のダクトと併せて次回以降申請するが、火災区域境界を構成する部位として同仕様表 P29 以降、[11.3-B2]の設計の中で次回以降申請する旨、記載している。	技術基準規則への適合状況の説明 (P2544)
11-30	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・ p35 遮蔽[22.2-B1]技術基準規則第22条第2項の要求事項に対応し、放射線業務従事者等の放射線障害を防止する設計であることがわかる記載とする。	拝承。 なお、添付2 技術基準規則への適合状況の説明 (P1129) において、放射線業務従事者等の放射線障害を防止する設計であることを記載している。	表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P35) 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 (P601)
11-31	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・ p37 通信連絡設備 [25.1-F1]及び別表ハ-2-1-10(p55)の記載では、今回申請対象とする設備の範囲を特定できません。申請対象設備の位置(配置)について、図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5の配置図に設備番号を記入してください。	拝承。表ハ-2-1 第2加工棟 仕様、別表ハ-2-1-10 第2加工棟 仕様、表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様、別表ト-4-1-3 第5廃棄物貯蔵棟 仕様に記すとおり、各建物に設置する通信連絡設備が今回の申請対象であり、建物間の相互の放送の性能を確認することが次回以降の申請となる。管理番号の付与の仕方は、加工施設の建物付属設備は建物単位で識別しており、建物単位で一つの管理番号を付与している。一つの加工施設建物に設置する複数の同種の機器には一つの管理番号を付与し、複数に管理番号を分けることはない。また、複数の加工施設建物をまたいで設置する同種の機器を、同じ管理番号で括ることもない。 今回申請する加工施設建物は第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟であり、それに付属する設備の範囲は各々の設備全体となり特定できている。添付書類1の添1表2に管理番号と施設名称の対応一覧を示しており、その対応と仕様の管理番号、また系統図の施設名称を見れば設備を特定できる。図で識別できるよう、図に管理番号を追記して補正する。	第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P253) 追第3次 表ハ-2-1 第1加工棟 仕様 (P756) 表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様 (P1067、P1068) 表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様 (P1161) 追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 (P1179) 表リ-建-1 発電機・ポンプ棟 仕様 (P1716、P1717) 表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様 (P1803～P1813) 図リ-他-1 (1) (P1935)、図リ-他-1 (2) (P1936)、図リ-他-2 (1) (P1943)、図リ-他-2 (2) (P1944)、図リ-他-3 (P1951)、図リ-他-10 (1) (P1981)、図リ-他-12 (1) (P1992)、図リ-他-12 (2) (P1993)
11-32	○P19～ 第2加工棟 仕様について ・ p37 通信連絡設備 仕様表[25.1-F1]及び別表ハ-2-1-10(p55)の記載では、今回申請対象とする設備の機能・性能に係る安全機能の申請範囲を特定できません。図リ-2-1-9(P715)～図リ-2-1-12(P717)の系統図に設備番号を記入し、申請対象設備を特定してください。自動火災報知設備も設備番号を記入する。	拝承。 11-31に合わせて示す。 通信連絡設備以外の建物付属設備も同様に上記の考え方で整理でき設備の範囲を特定できる。	図リ-他-1 (3) (P1937)、図リ-他-1 (4) (P1938)、図リ-他-2 (3) (P1946)、図リ-他-2 (4) (P1947)、図リ-他-11 (P1983～P1991)、図リ-他-12 (P1992～P1995)

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-33	<p>○ p 685 表リ-2-1 建物の付属設備 注記(1)：{8007-9)、{8009-9)、{8029-2)、{8029-3}が、表中の火災感知設備や緊急設備に含まれていると記載しているが、本申請対象機器として申請されていない。(P6～P7)。 ⇒P894 の添 1 表 2 の備考欄の説明によると、これらの設備番号は、仮移設するために個別の設備番号をとり、本申請で復旧工事を行うために、再度、別の管理番号をとったのか。仮移設と復旧工事を行う設備は同じものか。なぜ管理番号を2つとる必要があるのか。</p>	<p>P6のその他の加工施設の表には本申請対象機器として、第2加工棟の付属設備（{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009}火災感知設備（自動火災報知設備（感知器））、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯）を記載しており、P7の表外にはこれら機器に対する注記(2)として、本申請対象機器には第2次申請で仮移設した{8007-9)、{8009-9)、{8029-2)、{8029-3}が含まれていることを明記していることから、仮移設から復旧し本設する当該機器は本申請対象に含まれている。 ここで、管理番号の付与に関して、スピーカ、感知器、非常用照明、誘導灯といった複数個ある機器に対しては、建物ごとに、機器の種類ごとに全体で1つの管理番号を付与している。本申請で対象とする機器の範囲は、第2加工棟の1階から4階までに設置するすべての当該機器であり、第2次申請で仮移設した機器の範囲は、第2加工棟の3階部分に限定したものである。したがって、仮移設から復旧し本設する当該機器は、本申請で本設する当該機器の全体に対して付与した管理番号の内数に含まれると整理している。 また、適合性確認の観点から、仮移設する状態の機器は適合性確認を受ける対象ではなく、最終的にそれらを復旧し本設した状態が適合性確認を受ける必要があると整理している。このため、仮移設から復旧した機器を含めて、第2加工棟で適合性確認を受ける当該機器の全体に対して管理番号を付与することにより、漏れ抜けのなく適合性確認を受けられるよう管理している。ただし、仮移設した状態は適合性確認を受ける対象ではないとはいえ、どの範囲を仮移設するかということ特定して対象を明確にしておくべきとの考えから、第2次申請ではそれら機器の範囲に対して管理番号を付与することとした。 仮移設したすべての機器についてはP907 添1表2にまとめており、分割申請のどの段階で仮移設しそれらを復旧し本設するかということ星取りで明確にするとともに、仮移設時の管理番号と本設時の管理番号の関係が紐付けできるように備考欄にて明記している。また、適合性確認を受ける本設側から確認する場合にこの内容が分かるように、P886、P888、P890、P894の本申請対象機器の備考欄にて同様の説明を明記することにより、適合性確認を受ける機器に漏れ抜けがないように管理している。P907の記載の一部を補正してP890の記載との整合をより明確にする。</p>	<p>添1表2-1 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設】（P2272～P2327） 添1表2-2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況【撤去する加工施設】（P2328、P2329） 添1表2-3 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況【仮移設する加工施設】（P2330） 添1表2-4 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況【後半申請する加工施設】（P2331～P2336）</p>
11-34	<p>○P715 先行申請した第1次～第3次設工認申請において、第2加工棟の申請時に適合確認するとしていた、所内通信連絡設備や自動火災報知設備等の機能・性能に係る安全機能について、どのように申請し、認可を受ける計画なのか説明してください。 ⇒所内通信連絡設備（{8007}～{8007-14}）を例に、分割申請する機器の配置、機能・性能（建屋間の通信連絡を含む）に係る安全機能について、本申請の範囲について、図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5(p695～p699)、図リ-2-1-19(p715)、図リ-2-1-10(p716)、添1表2（p888～）、その他申請書内の関連図面等を用いて説明すること。</p>	<p>所内通信連絡設備については、建物ごとの申請としており、建物の中で数を分割しての申請とすることはしない。本申請の第2加工棟設置の設備の範囲は、図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に示す全ての設備としている。 次回以降申請とする分割申請は、放送設備の安全機能について、第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））及び第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより、申請する全ての通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））からの放送が可能となっていることを確認するものである。本申請では、建物内における放送が可能であることを確認する。</p>	11-31に同じ

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
11-35	<p>○P715 先行申請した第1次～第3次設工認申請において、第2加工棟の申請時に適合確認としていた、所内通信連絡設備や自動火災報知設備等の機能・性能に係る安全機能について、どのように申請し、認可を受ける計画なのか説明してください。</p> <p>⇒第1次～第3次設工認で先行申請した第1加工棟や第2加工棟内の設備・機器については第4次設工認の対象機器として申請されていない。先行申請した設備・機器の機能・性能について、第2加工棟及びその付属設備の申請時に確認としていた安全機能について、本申請でどのように適合確認する(刈り取る)のか説明してください。</p>	<p>第1次申請～第3次申請の当該施設自身が本申請で認可を受けようとする範囲には該当しないと整理している理由については、P1146、P962に明記しているとおり、第1次申請及び第2次申請の次回表にある仕様が第2加工棟の仕様(建物側の仕様)のみであり当該施設自身の仕様を刈り取ることはないこと、また、第3次申請の次回表にある仕様が第2加工棟と仕様を取り合うことはないこととしている。</p> <p>したがって、当該施設自身で刈り取るべき仕様はなく、第2加工棟の建物が申請の対象となっていれば、本申請で認可を受けようとする範囲には漏れ抜けは生じていないと考えている。ただし、当該施設の次回表に仕様を示している以上はそれらをきちんと刈り取った上で当該施設の仕様表を最終形とする必要があるため、分割申請の最終段階である第5次申請において、技術基準の各条項の要求事項を確認しながら当該施設の仕様表を更新する計画としている。</p> <p>以上のことから、第1次申請から第3次申請の施設を本申請の対象にはせず申請書別紙の表には記載していない整理としている。</p>	<p>(追表)</p> <p>追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟仕様 (P231～P255)</p> <p>追第3次 表ヘ-2-1 第1加工棟仕様 (P746～P758)</p> <p>ほか</p> <p>(刈取表)</p> <p>添2参考資料1 先行申請において次回表に記載していた技術基準に基づく仕様について (P2669、P2670)</p> <p>添2表参1-1 次回表に記載していた技術基準に基づく仕様に係る本申請での管理状況 (P2671、P2672)</p> <p>添2表参1-1-1～添2表参1-70-1 (P2673～P2780)</p> <p>添2表参1-2 本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応 (P2781、P2782)</p>
11-36	<p>既設避雷針の接地抵抗について、検査では抵抗値を測定するのか、記録確認とするのか。</p> <p>記録確認の場合、申請書中に記録確認を実施する旨が読める記載はあるか。また、記録確認で問題ないとした根拠は何か。</p>	<p>接地抵抗の検査は、記録確認とする。第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法の避雷針の項に、関係書類等により確認する旨を記載している。</p> <p>避雷針は既設設備としている。設置時に所定の機能を満足していれば、以後は劣化等あった場合補修することで機能を維持できる。設置時に所定の機能を満足していたことを、設置時の記録で確認する。</p>	<p>当該設備・機器に対する固有のコメントであり、本申請には該当しない。</p>
12-1	<p>○工事の計画について</p> <p>・P334、P532、P580、P627、P667、P721 申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画について、施設区分毎の「5. 工事の方法 (1) 工事上の注意事項 a. 一般事項」として、申請に係る工事の計画が技術基準に適合していることを記載したものの他、作業管理や安全管理についても混在して記載されている。これらをどのように整理して記載しているのか説明すること。</p>	<p>(1) 工事上の注意点事項は、本申請における施設の工事を実施する上での注意事項を記載している。</p> <p>このうち、a. 一般事項には、b. 放射線管理、c. 防火管理及びd. 異常発生時の対策のいずれにも該当しない注意事項を記載しており、これには、工事全般に共通に適用される一般事項、工事中における技術基準への適合のための工事の注意事項を含んでいる。</p> <p>工事上の注意事項は各施設で共通の記載を基本としているが、建物の工事を含む施設区分(成型施設、放射性廃棄物の廃棄施設)と設備・機器の工事のみを申請する施設区分(被覆施設、貯蔵施設、放射線管理施設、その他の加工施設)で書き分けている記載がある。</p>	<p>本申請においては、工事の計画が技術基準に適合していることは、(2) 工事手順に記載している。</p> <p>5. 工事の方法(2) 工事手順 (P435、P607、P681、P868、P1573、P1682、P2008)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
12-2	○工事の計画について ・認可を受けようとする工事の計画が技術基準に適合していることについて記載したものについて、申請対象施設の工事の計画として記載したものと、今回の工事の計画には該当しない一般的な工事の計画を記載したものを、それぞれ具体的に（補助見出しを付けて順序を入れ替える、又はマーカーで色分けするなどして）説明すること。	(1) 工事上の注意点の記載を、工事全般に共通に適用される一般事項と工事の計画が技術基準に適合していることを示す事項をマーカーで色分けしたものを補足資料 12-2 に示す。	12-1 に同じ。
13-6	・ 12-2 工事の計画が特に臨界防止、閉じ込め、火災・爆発、汚染の防止、廃棄物管理の観点から、技術基準の要求に対して記載漏れがないことを確認し、結果を報告すること。	臨界防止、閉じ込め、火災・爆発、汚染の防止、廃棄物管理等の観点から、工事の計画が技術基準に適合していることを示す記載に漏れがないことを確認した。 当該記載を補足資料 12-2 に色分けして示す。	5. 工事の方法(2) 工事手順 (P435、P607、P681、P688、P1573、P1682、P2008)
12-3	○工事の計画について ・管理区域内において撤去する設備・機器について、撤去後、床表面を修復、塗装等の工事をどのように計画し、技術基準への適合性を確認するための検査（外観等）をどのように行うのか認可を受ける工事の計画として申請書に記載し、説明すること。（該当する場合）	第4次申請においては第1種管理区域内の設備で撤去する設備はなく、撤去に対する検査に該当するものはない。なお、アンカーボルトの撤去を行う設備があるが、工事の過程で床面に傷がついた場合に塗装、補修を行う場合と同様、保全として塗装、補修を行う。	5. 工事の方法(2) 工事手順 (P436、P869、P1574、P1683、P2009)
12-4	○熊取事業所第4次設工認（第5回目補正）コメント対応、6回目補正への対応整理票（H-21016）について ・ 11-1 許可に記載した安全機能の観点から、許可 P41 の表で耐震重要度分類の（注1）に対する対策の目的と仕様表の設計仕様〔設計番号〕の対応について説明すること。	保管廃棄設備での耐震重要度分類は、耐震による要求ではなく、事業許可申請書における被ばく評価からの要求である。 そのため、注書きとして“（注1）金属製容器は耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。”としている。 また設計仕様〔設計番号〕も、〔6.1-F1〕ではなく、〔99-F5〕としている。	個別確認事項のであり、水平展開はないことを確認した。
12-12	電圧の高いケーブルは、第4次申請対象か、またその検査はどの段階で行なうことにしているのか。	電圧の高い（600 V を超える）ケーブルは、第2加工棟の付帯設備として第4次申請の対象にしているが、その検査は第5次申請で行なう予定としていた。しかし、第4次申請対象であることから、第4次申請での検査とすることとし、次回補正にて見直す。併せて、電圧の低いケーブルについても検査を行うことを次回補正で記載する。 なお、第4次申請に記載のとおり、連続焼結炉内に使用している電圧の高いケーブル（  600 V 以下）については、連続焼結炉の付帯設備として第5次にて申請する。 また水平展開として、補足資料に示す4項目についても補正にて見直すこととする。	5 次申請に先送っていた連続焼結炉内に使用している電圧の高いケーブル（  600 V 以下）については、連続焼結炉の付帯設備として第5次にて申請した（P149）。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
13-1	<p>①P23 第二加工棟 仕様表 耐震 [6.1-F1] {8065} 緊急設備遮水板については、防護対象となる設備の耐震重要度分類以上のグレードで設計すること。防護対策となる配管のグレードが防護対象設備の耐震グレードより低い場合、防護対象機器の防護対策として機能しない。次回申請予定の安全機能であるが、許可及び技術基準を踏まえた設計仕様となっているか、第4次申請で再確認しておくこと。 次回申請予定としている他の安全機能についても認可基準に適合した設計として申請する予定であること確認すること。</p>	<p>被水対策について、事業許可申請書では「配管側に遮水板又は設備側に防水カバーを設ける」としているが、本被水対策は必ずしも二者択一ではなく、組み合わせによる対応を意図している。被水が生じる状況は、管の劣化による亀裂・ピンホール破損、地震に伴う配管の破断等、多様な状況が考えられることから、設備の構造や配管との位置関係・距離等を考慮して2つの対策を使い分けている。 本申請書における遮水板においては、前者の亀裂・ピンホール等に起因する少量ながらも飛程が大きい事象に対する被水対策を意図したものであり、後者のように遮水板を設置する配管自体が破断する事象に対してまで遮水機能を求めていることから、防護対象設備と同等以上の耐震重要度を設定していない。 なお、事業許可申請書では、防水カバーについては耐震重要度分類を防護対象設備と同類とする旨記載しているが、遮水板には耐震重要度分類について定めておらず、上記考えとの相違はない。</p>	<p>付属書類 9-1 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書 添付説明書-1 (P3161)</p>
13-2	<p>②P33 溢水による損傷の防止 [12.1-B2] 溢水防護区画境界に設置する密閉構造扉について、溢水時に想定される水位により発生する水圧に対して、水密性が確保でき、その水圧に耐えられる強度を有していることを説明すること。【溢水影響評価ガイド P11, 2.2.4 (1) b. (d)】</p>	<p>溢水防護区画境界に設置する密閉構造扉は、に規定する以上の水密性を有するエアタイト扉 (PAT 仕様)、又は建物と扉の間の隙間にパッキンを挟み込んだ上でボルトにより固定した大型搬入口扉を設置する。 鋼製のエアタイト扉 (PAT 仕様) 及びコンクリートを内部に充填した鋼製の大型搬入口扉は、溢水時に想定される水位により発生する水圧に十分耐えられる強度を有している。そのため、溢水時に想定される水位により発生する水圧による扉の変形は水密性に影響を与えない。 以上の内容につき、申請書仕様表、検査の方法、技術基準の適合性に追加するために補正する。</p>	<p>別表ト-W 1 建-1-4 第1 廃棄物貯蔵棟の改造の仕様 (グレーチング及び扉の改造) (P1071) 別表ト-W 1 建-1-5 第1 廃棄物貯蔵棟 (既設) 材料一覧 (P1072) 表ト-2 表 建物・構築物に係る検査の方法 (P1597) 表ト-3 表 建物・構築物に係る検査の方法 (P1600) 添付書類 2 技術基準規則への適合状況の説明 (内部溢水) (P2561、P2562)</p>
13-3	<p>③漏電遮断器及び配線用遮断器の設置の考え方について、火災による損傷の防止及び溢水による損傷の防止の観点から、第2加工棟及び脱ガス設備の仕様表により、防護対象設備と想定される事象 (火災)、遮断器の配置について、説明してください。 申請書の系統図や添付説明書に記載があれば、それを引用しつつ説明してください。</p>	<p>配線用遮断器は、火災による損傷の防止の観点で過電流による電気火災発生防止のために設置している。漏電遮断器は、溢水による損傷の防止の観点で被水による電気火災発生防止のために設置している。それぞれの設置の考え方について、「第2加工棟」及び「脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部」の仕様表を例に説明する。 ・配線用遮断器 第2加工棟内の電源に接続するすべての設備には、火災等による損傷の防止の観点から電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け電気火災の発生を防止する。ここで、設工認申請対象外の一般設備については、配線用遮断器を設ける設計を建物の仕様として整理し、第2加工棟の仕様表に設計番号[11.3-B2]として記載している (申請書 32 頁)。建物の付帯機器 (通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備) については、設備の仕様として整理し、第2加工棟の仕様表に設計番号[11.3-F2]として記載している (申請書 32 頁)。また、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部については、設備の仕様として整理し、当該設備の仕様表に設計番号[11.3-F2]として記載し</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>ている（申請書 398 頁）。このうち、非常用電源設備に接続する建物の付帯機器については、配線用遮断器結線図を図りー2ー1ー7に示している（申請書 713 頁）。なお、分電盤については、導通部を没水水位より高くなる高さに配置し、シーリング等の被水対策により水の侵入による電気火災発生防止対策をすることとしており、分電盤の仕様として第 2 加工棟の仕様表に設計番号[12. 1-B2]として記載している（申請書 33 頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏電遮断器 <p>漏電遮断器は事業変更許可申請書に記載のとおり、ウランを取り扱う設備・機器について、被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤に設置するとしている。この設計は設備の仕様として整理し、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部の仕様表に設計番号[12. 1-F3]として記載している（申請書 398 頁）。なお、本申請において漏電遮断器を設置する設備については、申請書 1105～1106 頁に、設置場所、没水水位を整理して示している。</p>	
14-1	<p>p1110 の溢水による損傷の防止について、水密扉を使用する設計としている。このエアタイトの扉に係る水密性の適合性説明について、JIS の水密性等級が溢水防護区画の定める設計上の最高溢水水位において漏水しないこと、保証されていることを具体的に説明すること。</p>	<p>溢水防護区画境界に設置するエアタイト扉（PAT 仕様）は、に規定する以上の水密性を有する鋼製のエアタイト扉（PAT 仕様）としている。</p> <p>水密性の試験は、で定める試験条件により、においてはにおいてはの圧力差を扉の前後に生じさせた状態で水密性を確認する。</p> <p>本申請のエアタイト扉（PAT 仕様）のうち、溢水時に最も没水水位が高い溢水区域に設置された両開扉は、第 2 加工棟 3 階の第 2 開発室と第 2 フィルタ室間にある両開の扉 3-d であり、溢水時に当該扉に作用する水圧は、扉表面積換算でであるため、それ以上の圧力差で実施した試験に合格したエアタイト扉（PAT 仕様）は水密性を維持できる。</p> <p>上記の水密性等級を有する扉が許容できる没水深さは、ははとなる。</p> <p>また、エアタイト扉（PAT 仕様）は、閉止した状態で複数の蝶番とグレモンロッドで扉枠にしっかりと固定されるため、設計上の最大没水水位約 15.2 cm に対する水圧に対し、変形はと小さく、十分な強度を有する。</p> <p>第 2 加工棟 1 階の大型搬入口扉は、扉の 4 周に難燃性を有するのパッキンを設置し、パッキンをで押さえた状態で上からボルトで第 2 加工棟の構造躯体に固定していることから、パッキンの変形もなく水密性が確保できる。</p> <p>また、大型搬入口扉は鋼製の大型扉の内部空間にコンクリートを充填した扉であり、4 周を第 2 加工棟の構造躯体</p>	13-2 に同じ。

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
		<p>にボルトで固定しているため、設計上の最大没水水位約 7.6 cm に対する水圧に対しても十分な強度を有する。</p> <p>使用前事業者検査は以下のように行う。</p> <p>改造（更新） 外観：外観に有害な傷及び変形がないことを目視又は関係書類等により確認する。 材料：鋼製扉であることを、目視又は関係書類等により確認する。 性能：水密性の等級が [] に定める [] 以上であることを、目視又は関係書類等により確認する。</p> <p>既設（工事なし） 外観：鋼製扉、扉枠、パッキン及びグレモンロッドに有害な傷及び変形がなく、適切に維持保全されていることを、目視又は関係書類等により確認する。 材料：鋼製扉であることを、目視又は関係書類等により確認する。 性能：関係書類等により、 [] に定める [] に相当する水密性能が維持されていることを確認する。</p>	
14-2	<p>アンカーボルトについて強度設計上の基準強度を [] の値を用いて説明しているが、その強度に対応する材料はどのようなものか。さらに、設定したボルトの基準強度が保守的であることを説明すること。また、2 種類の鋼材のうち、板厚の薄い方で基準強度を代表した理由を回答せよ。</p>	<p>本申請においてアンカーボルトの材料に「 [] 」と記載しているものは、炭素鋼製のボルトを意味しており、ステンレス鋼製のボルトは含まない。ステンレス鋼製の材料については、「ステンレス鋼 (SUS304)」のように記載し、炭素鋼とは区別して記載している。炭素鋼製ボルトの基準強度については、建築基準法施行令第 90 条、建設省告示第 2464 号「鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件」で、強度区分 4.6 及び 4.8 については 240 MPa、強度区分 5.6 及び 5.8 については 300 MPa、強度区分 6.8 については 420 MPa と規定されている。ここで、炭素鋼はボルトだけでなく構造材としても用いているが、構造材については同告示において SS400、SS490、SS540 等について基準強度が規定されている。 [] 材料であり、鋼材の厚さが 40 mm 以下のものについて基準強度 [] MPa と規定されている。アンカーボルトの設計では、 [] MPa に基づき許容限界を設定している。なお、本申請においては鋼材の厚さが 40 mm を超えるものはないため、上記の基準強度を用いている。</p>	<p>確認の結果、水平展開を行う内容は無い。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	第5次補正 水平展開箇所
14-3	第5廃棄物貯蔵棟検査5の工事フローと検査の方法との対応を説明すること。	第5廃棄物貯蔵棟のケーブルの材料検査は、屋内に使用するケーブルの種類及びその敷設状態を目視又は関係書類等により確認するとしている。すなわち、ケーブルの種類の確認は、ケーブルが難燃性であることを、ケーブル外装の表示の確認、または関係書類等の確認により行い、また、ケーブルの敷設状態の確認は、金属管に収納されて敷設されていることを、敷設状態の目視による確認、または関係書類等の確認により行う。このように、検査の方法に示したケーブルの材料検査は、外観の確認を主に行うため、工事フローに示したとおり、外観検査として実施する。	各工事フローと各検査の方法との対応を確認し、整合を取っている。